



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

神奈川県地域福祉支援計画

[第5期]

[2023（令和5）年度～2026（令和8）年度]

（事務局案）

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画改定の趣旨等	1
2 「地域福祉」に関する県の考え方	5
3 圏域の設定	9
第2章 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化	11
1 人口・世帯構造の変化	11
2 高齢者の状況	14
3 子どもを取り巻く状況	18
4 障がい者の状況	23
5 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況	24
6 生活困窮者等の状況	28
7 地域における支え合いの状況	32
8 外国人数の状況	34
9 バリアフリーの街づくり	35
10 災害対策	36
11 地域福祉に関わる制度の主な動向	37
第3章 今後取り組むべき重点事項と本計画の施策体系	41
1 地域福祉をめぐる課題	41
2 今後取り組むべき重点事項	41
3 本計画の施策体系	42
第4章 施策の展開	45
1 ひとつづくり	45
(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	48
(2) 高齢者、障がい者や児童等の目線に立った地域福祉の担い手の育成	54
(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進	62
2 地域（まち）づくり	73
(1) 地域における支え合いの推進	76
(2) バリアフリーの街づくりの推進	88
(3) 災害時における福祉的支援の充実	93
3 しくみづくり	99
(1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援	102
(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実	111
(3) 生活困窮者等の自立支援	123

第5章 計画の推進体制	133
1 推進体制.....	133
2 計画の進行管理.....	133
3 新たな動きへの対応と県社会福祉審議会等への報告.....	133
第6章 資料	135
地域福祉の推進について（基本指針；平成14年7月19日 神奈川県策定）...	135
社会福祉法（抜粋）.....	139
神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～.....	144
用語の説明.....	151
計画の改定経緯.....	159

【「第4章 施策の展開」について】

「○」の文章末尾の（ ）内は、事業を実際に行う主体を示しています。

【「用語の説明」について】

一般的な用語や略語については、本文で最初に記載されている箇所に「(※)」を付し、巻末に「用語の説明」としてまとめています。

取組事例一覧

支援策	取組名	実施主体	掲載ページ
1	動画配信による社会福祉展の開催	平塚市社会福祉協議会	50
	福祉教育動画配信～車いす編～	箱根町社会福祉協議会	51
2	コロナ禍での福祉教育の取組	寒川町社会福祉協議会	53
3	団地活性サポーター制度	神奈川県住宅供給公社 神奈川県立保健福祉大学	56
	民生委員・児童委員の「やってよかった運動」	小田原市民生委員児童委員協議会	57
	「民生委員協力員」制度	相模原市	58
6	介護職員出前講座	横須賀市	66
7	介護職の方を応援するため、費用などの一部を助成	厚木市	69
8	介護サービス事業者支援事業	小田原市	72
9	住民主体の地域内移送	平塚市	78
	自治会・町内会への加入促進の取組	県内市町村	79
10	食と職、海老名笑顔化計画	社会福祉法人星谷会	84
	<u>商店街と学生などによるまちの活性化</u>	<u>NPO法人まち×学生プロジェクト plus</u>	85
	<u>ボッチャの普及を通じた共生社会づくり</u>	<u>一般社団法人ヨコハマ・インクルボッチャ・ラボ</u>	85
11	医療通訳ボランティアの養成と派遣	NPO法人多言語社会 リソースかながわ	87
13	ホームページのリニューアル	厚木市社会福祉協議会	92
14	福祉避難所における給電実証訓練	川崎市	97
	個別避難計画に基づいた訓練	愛川町	98
15	地域共生支援センター	秦野市	104
16	包括的支援体制の構築に向けた取組	茅ヶ崎市	106
	「こもりびと支援条例」の制定	大和市	107
	農園を活用したひきこもり支援の取組	藤沢市農ネットワーク	108
17	発達に障がいをもつ本人と家族支援者のセルフヘルプの会	NPO法人あではで神奈川	110
18	広域での中核機関の設置（あしがら成年後見センター）	足柄上地区1市5町	116
19	コグニサイズと認知機能評価を連動させた認知症未病改善	松田町	120
20	更生保護施設	更生保護法人横浜力行舎	122
22	子ども食堂	キッズカフェ杉田	128
23	地方再犯防止推進計画の策定	県・市町村	131

掲載している取組事例の内容は、2022（令和4）年11月時点のものとなります。

第1章

計画の概要

正解率26.8%の問題です。

問. 神奈川県の

けん しょう
「憲章」

を知っていますか？

答.

「ともに生きる」

※正解は

「ともに生きる社会かながわ憲章」

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

県と県議会は、ともに生きる社会の実現をめざし、この憲章を策定しています。



神奈川県

ともに生きる

「ともに生きる社会かながわ憲章」令和4年度ポスター

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨等

(1) 計画改定の趣旨

神奈川県地域福祉支援計画は、「ともに生き、支え合う社会」の実現を目指す地域福祉の推進のために「かながわ高齢者保健福祉計画^(※)」や「神奈川県障がい福祉計画^(※)」その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、各個別計画では対応し難い事項や共通して取り組むべき事項を示した計画です。

前計画である第4期計画は、平成30年度から令和2年度を計画期間としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により計画改定を延期したことから、令和3年度及び4年度も第4期計画の施策を引き続き展開してきました。

本計画は、第4期計画の成果や課題、また、地域福祉を取り巻く社会環境の変化や新たな課題、さらには、新型コロナウイルス感染症による地域福祉の変化やコロナ禍での新たな取組等を踏まえ、「神奈川県地域福祉支援計画[第5期]」（以下、「本計画」という。）として策定します。

また、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者^(※)といった対象者別の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、市町村における包括的な支援体制^(※)の整備への支援などの対策等について盛り込むこととし、「地域共生社会」の実現に向けて様々な施策を展開します。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り^(※)」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のこと。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

改定に当たっての現行計画（第４期）の評価

１ ひとづくり

- 「ともに生き、支え合う社会」を実現するための意識の醸成と教育を着実に進める必要があります。
- 地域福祉の担い手養成については、市町村の包括的支援体制の構築をより一層進めるための人材育成を支援するとともに、幅広い層を対象とした関係機関同士が連携できるような研修を実施する必要があります。
- 団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向けて、福祉介護人材の一層の確保・定着が喫緊の課題となっています。

２ 地域（まち）づくり

- 民生委員・児童委員^(※)、ボランティア、地域住民がより支え合い等の活動をしやすい環境づくりとともに、外国籍県民等^(※)の暮らしやすさを支援する幅広い取組を継続していく必要があります。
- バリアフリーの街づくりに向けて、継続的な普及・啓発や研修等を実施するとともに、視覚障がい者や聴覚障がい者等当事者の意向を尊重した情報アクセシビリティ^(※)の向上を図る必要があります。
- 災害時に要配慮者^(※)が適切な避難及び避難生活が送れるよう、個別避難計画の作成や福祉避難所の開設運営等について市町村を後押しするとともに、市町村と連携した支援体制を強化する必要があります。

３ しくみづくり

- 市町村による包括的支援体制の構築が進むよう、市町村間のネットワーク構築や研修実施、市町村個々の実情に沿った取組を支援するとともに、各福祉制度の狭間にある課題への対策を進める必要があります。
- 虐待や自殺の未然防止や早期発見に向けた取組や連携強化、成年後見制度^(※)の利用促進に関する市町村支援、誰もがいきいきと暮らすことができるための総合的な支援等を実施する必要があります。
- 生活困窮者の自立に向けた相談体制の確保や、より当事者に寄り添った継続的・伴走的な支援とともに、子どもの貧困対策や罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援が必要です。

(2) 計画の性格

ア 法的位置付け

社会福祉法第 108 条第 1 項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、市町村が策定する「地域福祉計画」の達成に資するために、広域的な見地から、市町村が取り組む地域福祉への支援に関する事項を一体的に定める計画です。

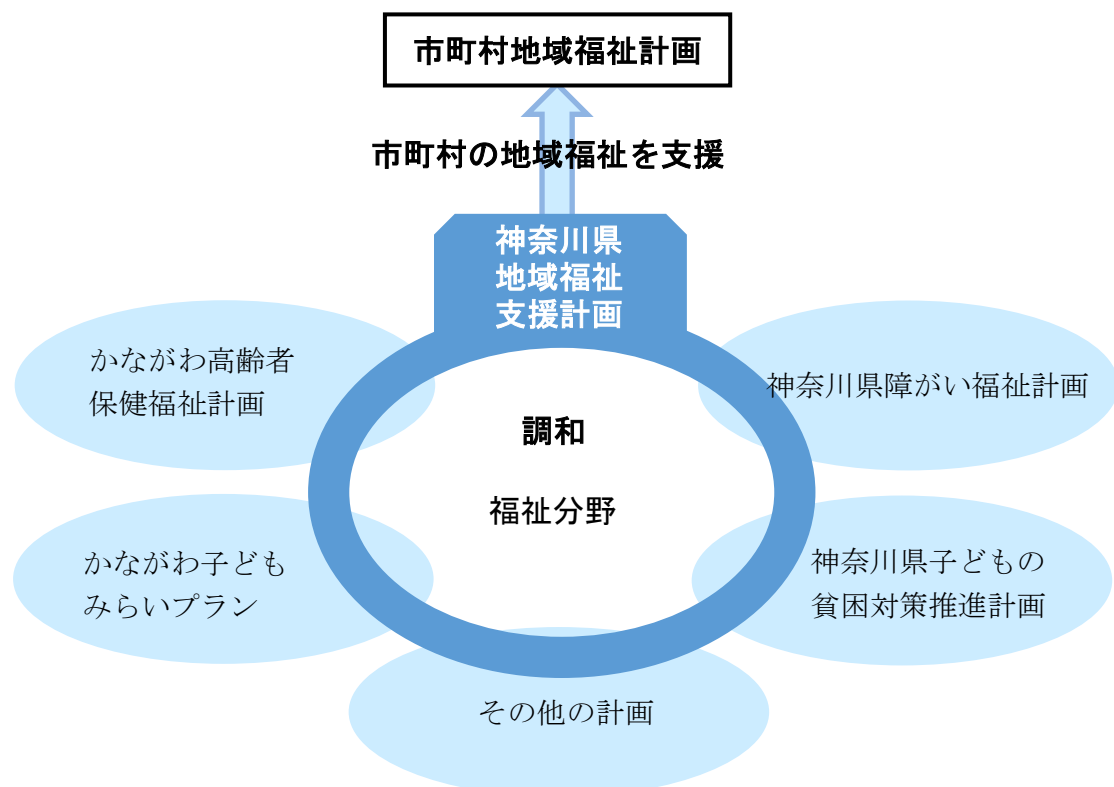
イ 他の個別計画との関係

「かながわ高齢者保健福祉計画」、「神奈川県障がい福祉計画」、「かながわ子どもみらいプラン^(※)」その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、各個別計画では対応し難い事項や共通して取り組むべき事項を盛り込みます。

【関係する主な計画】

- ・かながわ子どもみらいプラン
- ・神奈川県子どもの貧困対策推進計画
- ・神奈川県保健医療計画
- ・かながわ健康プラン 2 1
- ・かながわ自殺対策計画
- ・かながわ高齢者保健福祉計画
- ・かながわ障がい者計画^(※)
- ・神奈川県障がい福祉計画
- ・神奈川県高齢者居住安定確保計画
- ・かながわ教育ビジョン 等

地域福祉支援計画と各計画との関係イメージ



(3) 計画の基本目標

誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現 ～誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり～

本計画では、これまでの計画を継承し、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」を基本目標として掲げます。

2016（平成 28）年 7 月「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件を受け、同年 10 月に県議会とともに定めた「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念と合致する改定計画の基本目標を実現するため、共生社会を目指す意識の醸成に引き続き取り組みます。

また、2022（令和 4）年 10 月に公布した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の趣旨を踏まえるとともに、当事者目線の考え方を障がい福祉だけでなく、地域福祉においても同様に展開していくものとし、これまで以上に当事者の目線に立った地域福祉を担う人材の育成や個人の尊厳を尊重する取組を進めます。

さらに、本県では、誰もがいつまでも元気でいきいきとした生活が送れるよう、未病改善の取組を引き続き進めます。

本計画では、誰もが住み慣れた地域の中で、地域の支え合いにより安心して暮らせる地域共生社会づくりを目指すことを明確にするため、「誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり」を副題として取り組みます。

なお、2015（平成 27）年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals＝略称 SDGs）が記載され、17 のゴールが掲げられています。本計画が目指す、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」と関連の強いゴールが含まれることから、本計画の推進に当たっては、SDGs の趣旨を踏まえて取り組みます。



(4) 計画の期間

2023（令和 5）年度から 2026（令和 8）年度までの 4 年間とします。

2 「地域福祉」に関する県の考え方

本県では、これまで、2002（平成14）年に定めた「地域福祉の推進について（基本指針）」に基づき、地域福祉に関する考え方や推進方策等について整理してきました。

現在、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要になっています。

また、育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化し、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは解決が難しいケースにも対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制^(※)を整備することが求められています。

さらに、平均寿命が延び、人生100歳時代を迎える中では、一人ひとりが自分自身のライフデザインを描き、生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現していくことが重要になっています。

今回、計画改定に当たっては、地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、「地域共生社会の実現」の考え方や「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念、また、社会福祉法の改正等を踏まえ、次のとおり「地域福祉」に関する県の考え方を整理します。

(1) 「地域福祉」とは

2000（平成12）年に施行された社会福祉法では、「福祉サービスを必要とする地域住民」について「地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされ、個人の自立した生活を総合的に支援していくために「地域福祉の推進」が位置付けられました。

また、2018（平成30）年4月施行の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進に当たって、地域住民や社会福祉に関わる者は、福祉サービスを必要とする人のみならず、その世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労や教育に関する課題や、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での課題（地域生活課題）を把握し、関係機関との連携等により、その解決を図るよう留意することとされました。

さらに、2021（令和3）年4月施行の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進に当たって、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならないとされました。

県において「地域福祉」とは、誰もが地域においていきいきと自立した生活を送ることができるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO^(※)活動、助け合いの心を育てる福祉教育、共同募金^(※)、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくりなど、地域における多様なサービス、活動などが組み合わさって、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会」を実現していくことであると考えます。

そうした社会を実現するためには、地域の皆さんが主役の地域づくり、すなわち、一人ひとりが地域社会を担う一員として、「他人事」を「我が事」として、地域について考え、自分や家族が暮らしたい地域づくりや、地域で困っている課題を解決したいという気持ちをもって、主体的、積極的に参画していくことが大切です。

また、地域の誰もが「支え手」にも「受け手」にもなることを自覚し、「支え手」「受け手」の関係を超えて、互いに支え合いながら、これまで以上に主体的に自分らしく活躍できる地域共生社会づくりへ関わっていくことが大切です。

(2) 「地域福祉の担い手」とは

県では、地域住民、自治会・町内会、学校、NPO法人等、また、高齢者や障がいのある本人及び家族、子育て中の親、若者など、すべての個人・団体が地域福祉の担い手であると考えます。

地域福祉を推進していくためには、地域に暮らす一人ひとりが主体的に取り組むとともに、行政と民間の様々な個人や団体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、お互いの違いを認め合い、協働・連携を図っていくことが重要です。

さらに、まちづくりという視点から、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と広く連携を図っていくことも必要です。

それぞれの担い手が、地域福祉の大きな推進力となるためには、次のようなことが求められます。

- ① 地域で暮らす一人ひとりは、地域社会の一員としての自覚と責任を持って主体的に地域に関わっていくこと
 - ② 地域で活動をしている多様な団体は、それぞれの特性や資源を活かしながら、積極的に地域と関わり互いに連携していくこと
 - ③ 社会福祉施設^(※)や福祉関係事業者は、地域の構成員としての自覚と責任を持ってサービスを提供していくこと
- そして、それらの担い手が協働・連携していくことが重要です。

なお、社会福祉法人は、地域での社会貢献を通じて、地域福祉の推進に寄与しており、福祉ニーズが複雑・多様化する中で創意工夫をこらしたり、他の事業主体では対応が困難なニーズに応えるなど、地域福祉の中核的な担い手として不可欠な存在となっています。

(3) 市町村及び県の役割

地方公共団体である市町村及び県は、社会福祉法第6条で、「社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない」と定められています。また、2021（令和3年）年4月施行の社会福祉法の改正により、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び

地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。」とされました。

市町村は、地域福祉の直接的な推進者として、地域の中にあって地域住民の参画を得ながら、それぞれの地域の実情や課題を把握し、関係機関と連携して地域の課題に対応する役割を担っています。また、包括的支援体制の整備として、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備や、地域住民の相談を受け止める場の整備、さらに多機関の協働による相談支援体制を構築する役割を担っています。

県は、広域自治体として、広域性、専門性、先駆性などの視点から、市町村と対等・協力関係の下、市町村や地域福祉を担う様々な主体を支援する役割を担っています。また、市町村の行う包括的な支援体制の整備に対して、国とともに支援する役割を担っています。

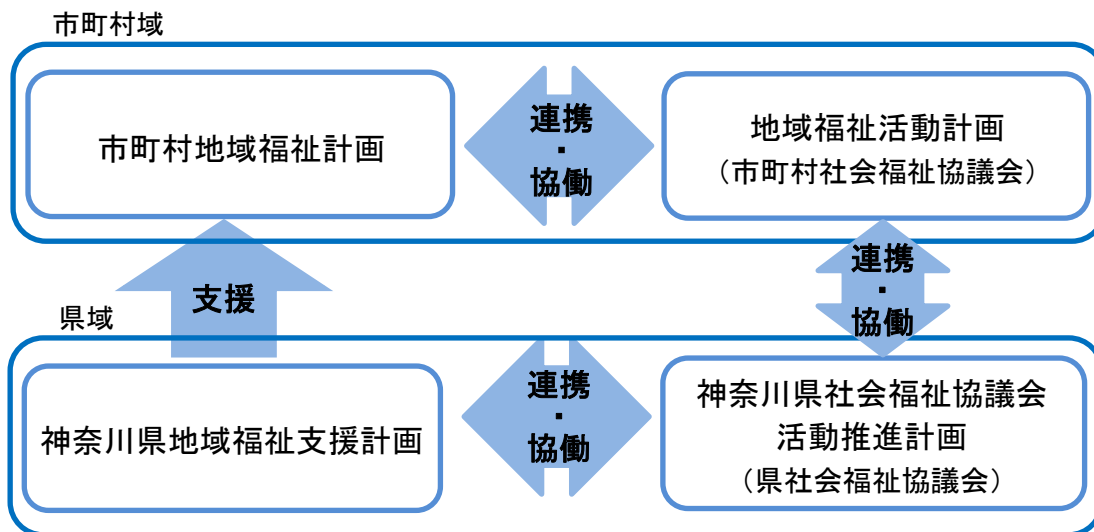
さらに、県・市町村地域福祉主管課長会議や市町村地域福祉担当者連絡会、圏域別地域福祉担当者連絡会等を活用し、計画に位置付けた施策の推進を図るとともに、地域福祉計画未策定の自治体に対する策定支援を行います。

(4) 社会福祉協議会との協働・連携

社会福祉協議会^(※)は、社会福祉法に、地域福祉の推進を目的とする団体として位置付けられており、これまでも、地域福祉への住民参加の促進やボランティア活動の振興などの実績を積み重ねています。これからも、地域において一人ひとりが自分らしく生きられる社会をつくるため、また、その推進役として、地域の中で活動を展開している多様な主体との相互協力・合意形成に努め、社会福祉協議会の特性と強みである開拓性・即応性・柔軟性などを活かしながら、県・市町村と協働・連携していくことが期待されます。

神奈川県社会福祉協議会及び県内の市町村社会福祉協議会は、公民協働による地域福祉の推進を目指す「地域福祉活動計画」の策定を進めています。市町村社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、それぞれの市町村の「地域福祉計画」と、また、神奈川県社会福祉協議会の「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（地域福祉活動計画）」は、本計画と連携して実践されていくことが、神奈川における地域福祉の推進の原動力になるものと考えます。

地域福祉（支援）計画と地域福祉活動計画の関係イメージ



3 圏域の設定

県が市町村における地域福祉の推進を支援するに当たり、保健・医療・福祉における広域的な連携を図る観点から、二次保健医療圏と同一の地域（ただし、川崎市においては、1 圏域^(注)）を保健福祉圏域として設定し、圏域内における課題などへの対応について、県及び構成市町村が協調して、社会福祉協議会等と連携の上取り組みます。

保健福祉圏域名	構 成 市 町 村
横浜保健福祉圏域	横浜市
川崎保健福祉圏域	川崎市
相模原保健福祉圏域	相模原市
横須賀・三浦保健福祉圏域	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央保健福祉圏域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南東部保健福祉圏域	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部保健福祉圏域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西保健福祉圏域	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

注 二次保健医療圏では、川崎市は北部・南部の2圏域に分かれています。

よ
みんなで読める



かながわけん
神奈川県

とうじしゃめせん
当事者目線の

しょうがいふくしすいしんじょうれい
障害福祉推進条例

い しゃかい め ざ
～ともに生きる社会を目指して～

れいわ ねん がつ にち
令和4年10月24日

じょうれい とどうふけん しちょうそん たいせつ き
条例は、都道府県や市町村がつくる大切な決まりです



誰もが読めるよう、本条例の「わかりやすい版」を当事者と一緒に考え
作成しています。

第6章 資料 (p.144) に、条例を掲載しています。

第2章

本県における地域福祉を取り巻く 状況の変化

第2章 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化

1 人口・世帯構造の変化

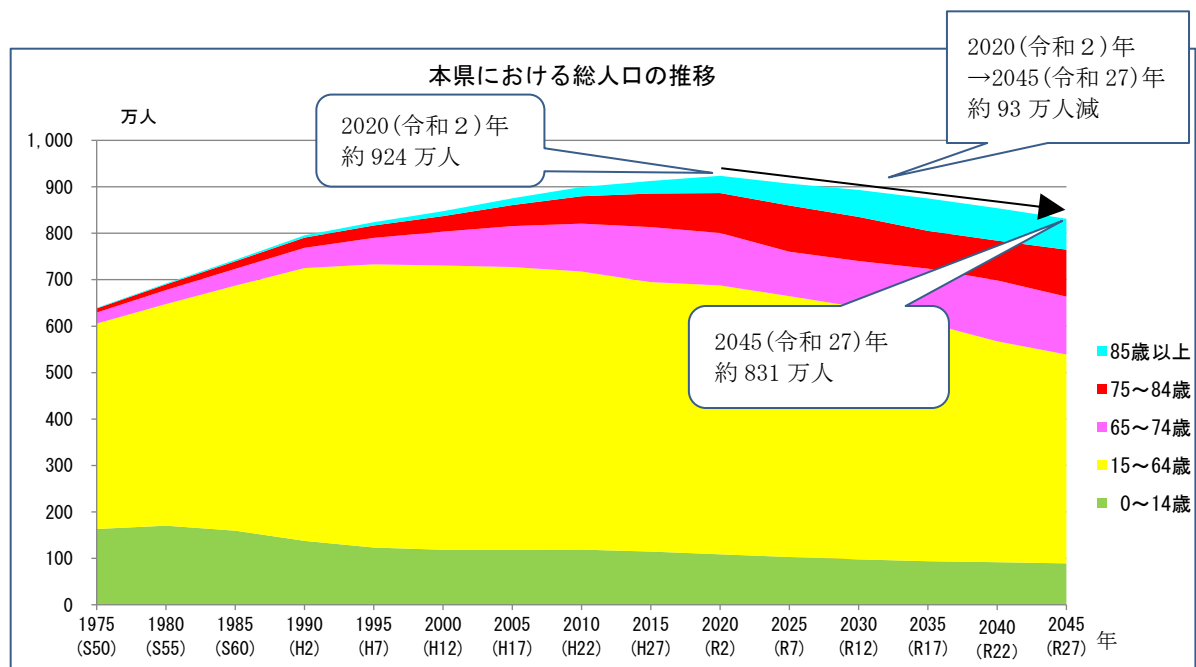
(1) 人口減少と少子化・高齢化

本県における総人口は、2020（令和2）年に約924万人ですが、2021（令和3）年には調査開始以来初めての減少に転じており、今後も減少していくと予測されています。

また、人口推計を年齢構成別にみると、年少人口（0～14歳）は、2045（令和27）年には、2020（令和2）年から約18%（19万5千人）減少し、生産年齢人口（15～64歳）も約22%（129万1千人）減少するものと見込まれる一方で、老年人口（65歳以上）は、約24%（56万2千人）増加すると見込まれます。

（単位：千人）

年	1975 (昭和50)	2005 (平成17)	2010 (平成22)	2015 (平成27)	2020 (令和2) (a)	2025 (令和7)	2045 (令和27) (b)	増減数 (b-a=c)	増減率 (c/a)
総人口	6,398	8,792	9,048	9,126	9,237	9,070	8,313	-925	-10.0%
65歳以上 (): 割合	337 (5.3%)	1,480 (16.8%)	1,820 (20.1%)	2,178 (23.9%)	2,361 (25.6%)	2,424 (26.7%)	2,923 (35.2%)	562	23.8%
15～64歳 (): 割合	4,425 (69.2%)	6,088 (69.2%)	5,989 (66.2%)	5,803 (63.6%)	5,790 (62.7%)	5,618 (61.9%)	4,498 (54.1%)	-1,291	-22.3%
0～14歳 (): 割合	1,632 (25.5%)	1,185 (13.5%)	1,188 (13.1%)	1,145 (12.6%)	1,086 (11.8%)	1,028 (11.3%)	891 (10.7%)	-195	-18.0%

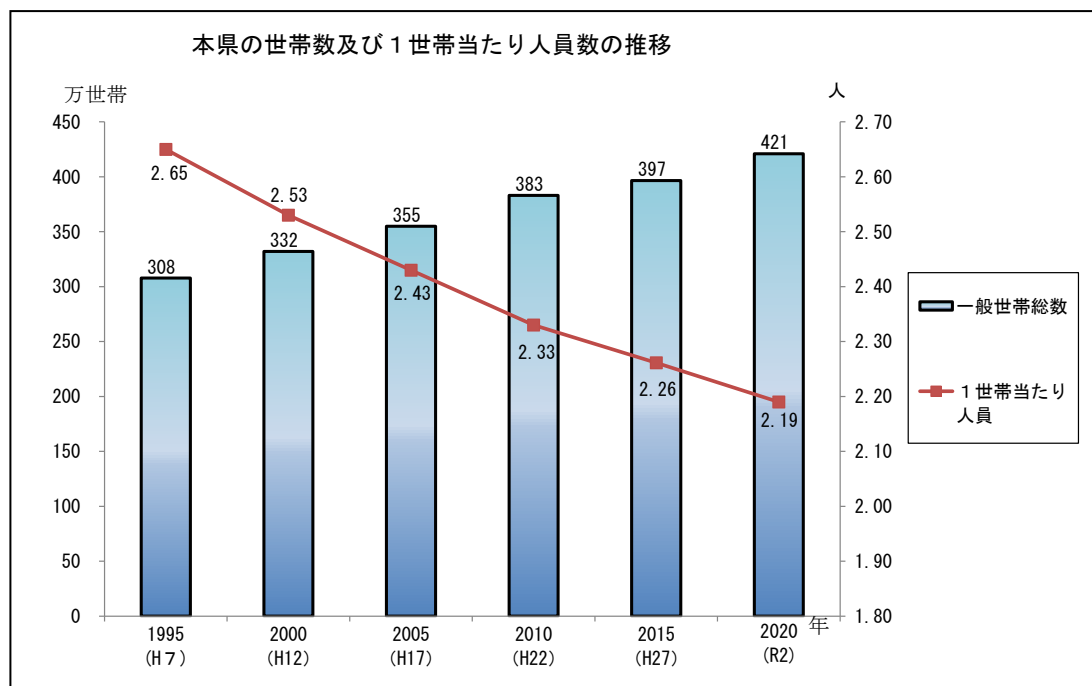


注1 2020（令和2）年までは、国勢調査による。

2 2025（令和7）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。（本県も独自に推計を行っているが、他県との比較等を可能にするため、国立社会保障・人口問題研究所の推計を使用。）

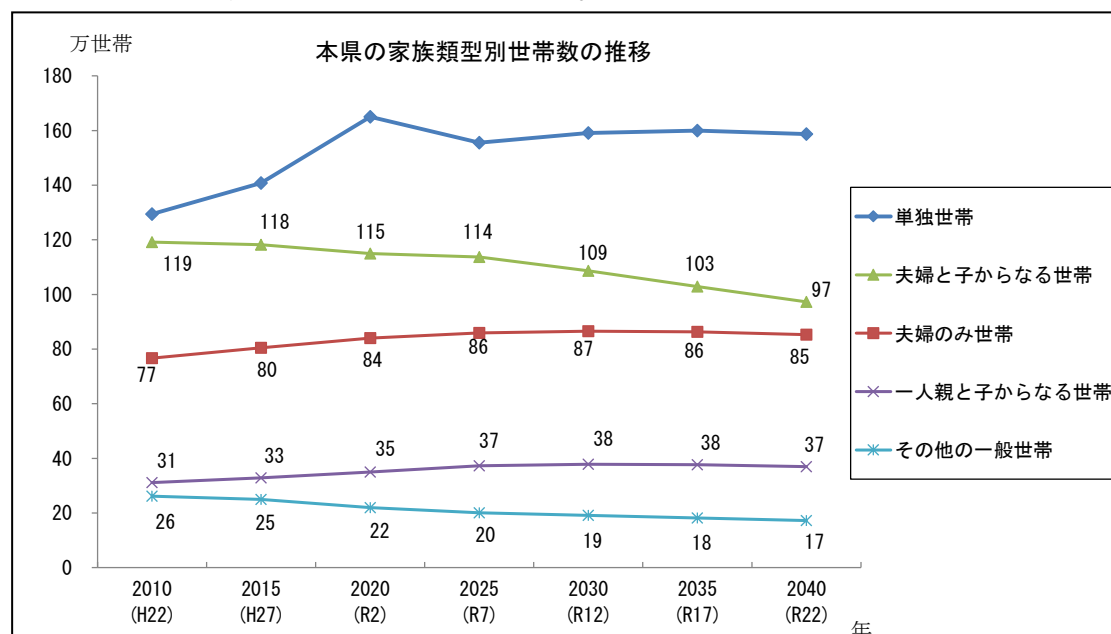
(2) 単独世帯の増加

本県の世帯数は、1995（平成7）年に308万世帯であったところ、2020（令和2）年には421万世帯と増加しています。一方で、1世帯当たりの平均人員数を見ると、1995（平成7）年に2.65人であったところ、2020（令和2）年には2.19人と年々減少しています。



注 国勢調査による。

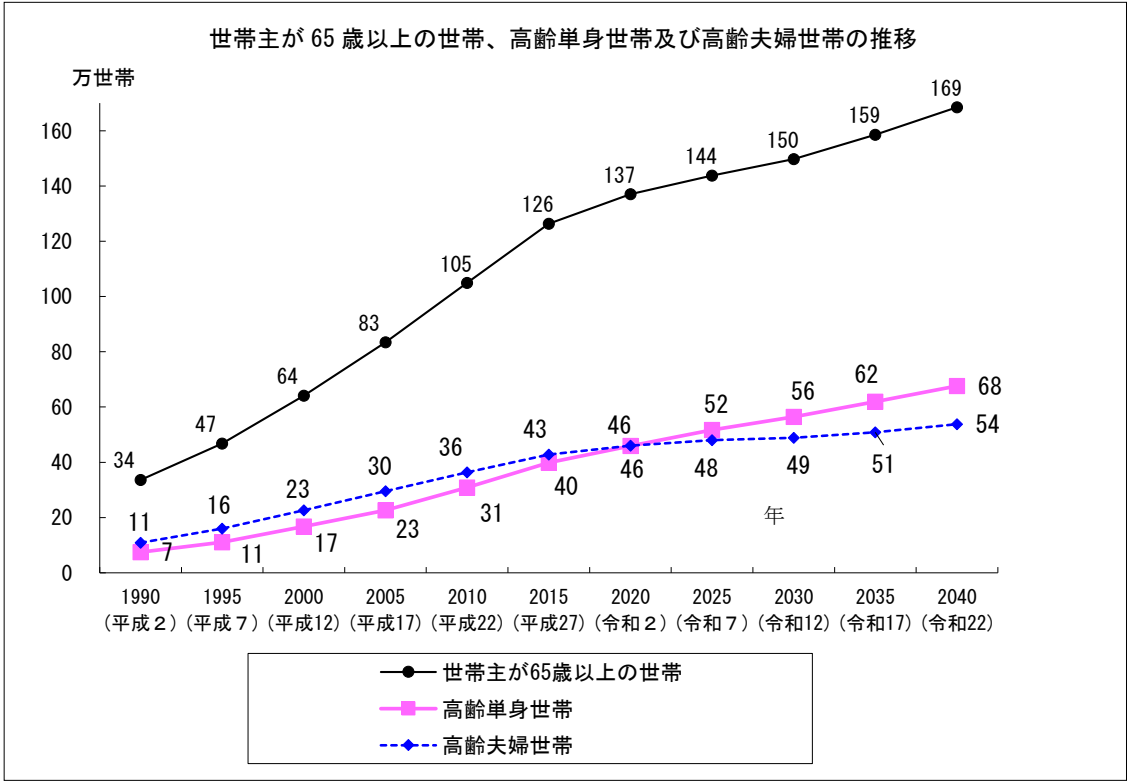
家族類型別にみると、単独世帯が増加傾向にある一方で、夫婦と子からなる世帯は減少傾向が続くと予測されています。



注 2020（令和2）年までは国勢調査により、2025（令和7）年以降は国立社会保障・人口問題研究所による。

高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯も増加傾向にあり、とりわけ高齢単身世帯数は、2040（令和22）年には、2020（令和2）年の約1.5倍となるものと予測されます。

この増加傾向は、他の高齢者世帯（世帯主が65歳以上の世帯：約1.2倍、高齢夫婦世帯：約1.2倍）よりも大幅なものであり、今後、高齢者世帯の単身世帯化が進んでいくものと予測されます。



注1 2020(令和2)年までは、国勢調査による。
 2 2025(令和7)年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。
 3 「世帯主が65歳以上の世帯」には「高齢単身世帯」と「高齢夫婦世帯」を含む。

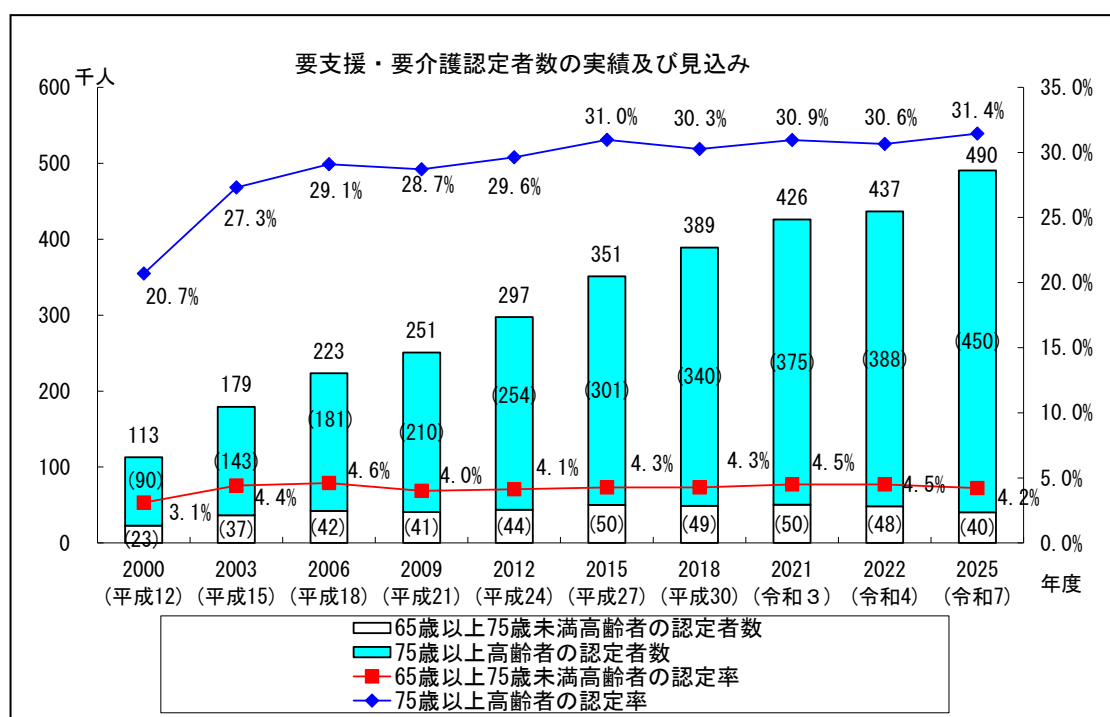
2020(令和2)年から 2040(令和22)年の伸び	
世帯主が65歳以上の世帯数	約1.2倍
高齢単身世帯数	約1.5倍
高齢夫婦世帯数	約1.2倍

2 高齢者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、介護保険における要支援・要介護認定者数も増加傾向にあり、2022（令和4）年度における認定者数（約43万7千人）は、介護保険制度が導入された2000（平成12）年度（約11万3千人）の約3.9倍に増加しています。今後、75歳以上の高齢者の大幅な増加に伴い、さらに増加することが予測されます。

一方、要支援・要介護認定率を見ると、ここ数年、65～74歳で約4%、75歳以上は31%前後で推移しており、このことから、65～74歳のうち9割以上、75歳以上のうち約7割の方は要支援・要介護認定を受けていない状況にあり、元気な高齢者が多くいるとも推測されます。

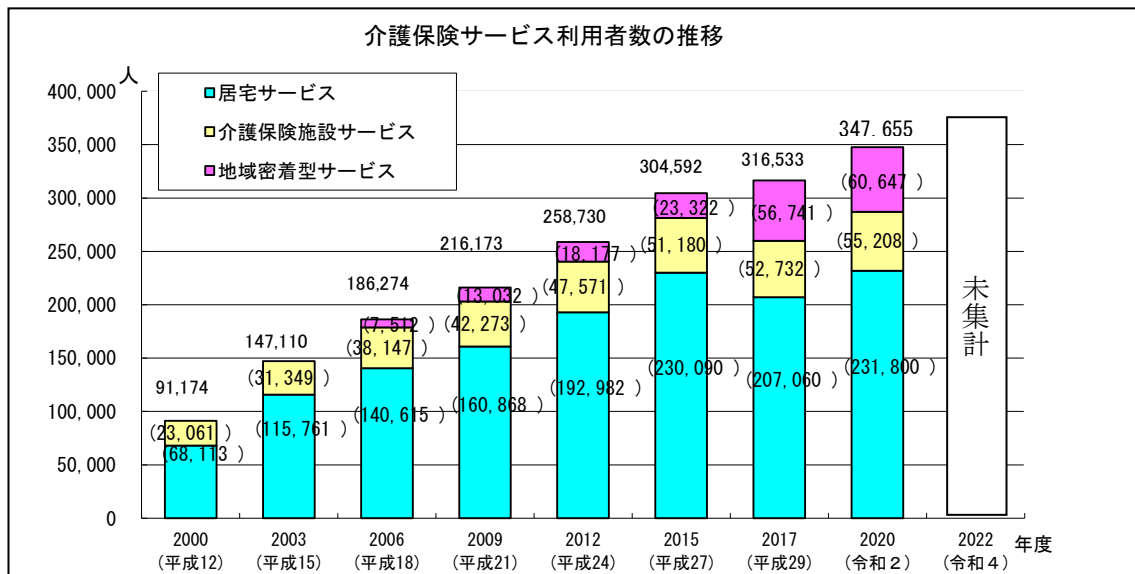


注1 2022（令和4）年度までは、介護保険事業状況報告による。（各年度9月末現在）

2 2025（令和7）年度は、市町村による推計の合計。今後変動することがある。

(2) 介護保険サービス利用者数の増加 ※2022 年度の数値が集計でき次第、更新予定。

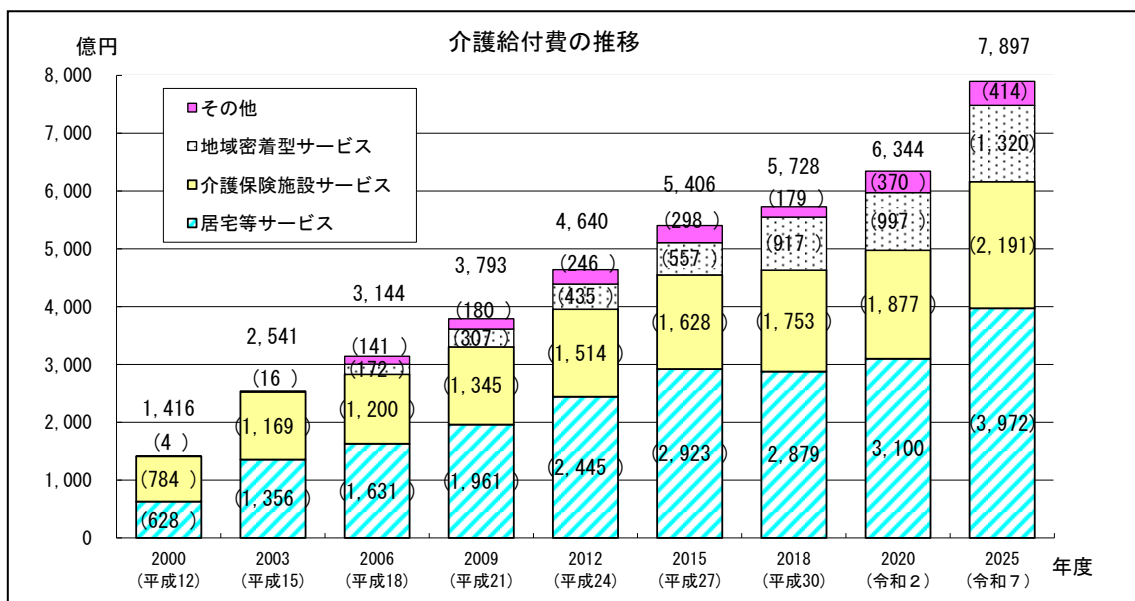
要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護保険サービス利用者数も増加傾向にあります。2022（令和 4）年度の介護保険サービス利用者数は、2000（平成 12）年度比で約〇. 〇倍に増加しており、今後も要支援・要介護認定者数の増加に伴い、引き続き増加していくことが見込まれます。



- 注 1 介護保険事業状況報告による。（各年度 9 月の利用者数）
 2 地域密着型サービス及び居宅サービスには、介護予防サービスを含む。
 3 介護保険施設サービスは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の計。

(3) 介護給付費の増加

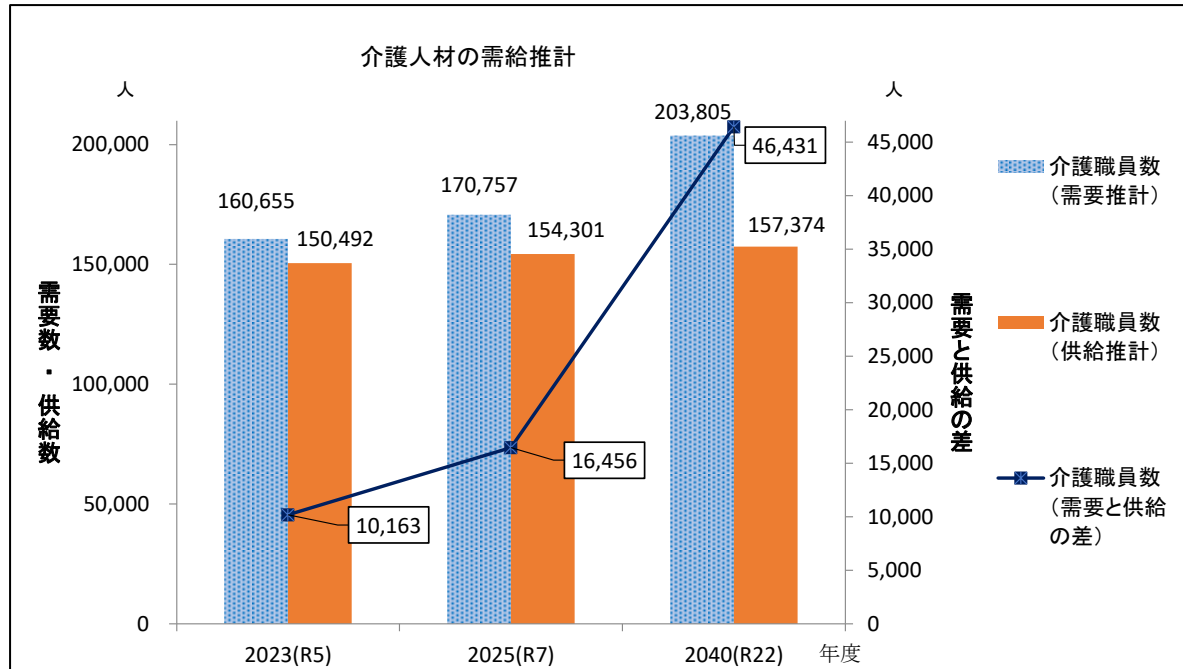
介護サービス利用者数の増加に伴い、介護給付費も増加傾向にあります。今後のサービス利用者数の増加の見込みを踏まえると、2025（令和 7）年度には 2000（平成 12）年度より 6,481 億円の増（約 5.6 倍）に達することが見込まれます。



- 注 1 2020（令和 2）年度までは、介護保険事業状況報告（年報）による。
 （2000（平成 12）年度は、2000（平成 12）年 4 月から 2001（平成 13）年 2 月までの 11 か月分）
 2 居宅介護サービスには、地域密着型サービス及び介護予防サービスを含む。
 3 「その他」は、高額（医療合算）介護サービス費及び補足給付（食費・居住費）。

(4) 介護人材の需給推計（介護人材の不足）

本県では、今後、高齢者が急増する中で、団塊の世代が 75 歳になる 2025（令和 7）年度には 16,000 人以上の介護職員が不足し、2040（令和 22）年度には約 46,000 人の介護職員が不足することが予測されます。



注 厚生労働省「第 8 期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」（2021（令和 3）年 7 月 9 日）による。

(5) 平均寿命と健康寿命

本県の健康寿命は、男性は全国に比べ長く、女性は全国に比べ短い状況です。平均寿命と健康寿命の差＝日常生活に制限のある期間は、男女とも全国に比べて長い状況です。

また、健康寿命の参考値としている「自分が健康であると自覚している期間の平均」は、本県は男女ともに全国よりも長くなっています。

平均寿命と健康寿命

(単位：歳)

		男性				女性			
		2010 (H22) 年	2013 (H25) 年	2016 (H28) 年	2019 (R元) 年	2010 (H22) 年	2013 (H25) 年	2016 (H28) 年	2019 (R元) 年
神奈川県	平均寿命	80.36	80.89	81.64	82.07	86.74	87.09	87.47	87.88
	健康寿命	70.90	71.57	72.30	73.15	74.36	74.75	74.64	74.97
	差	9.46	9.32	9.34	8.92	12.38	12.34	12.83	12.91
全国	平均寿命	79.64	80.20	80.98	81.41	86.39	86.61	87.13	87.44
	健康寿命	70.42	71.19	72.14	72.68	73.62	74.21	74.79	75.38
	差	9.22	9.01	8.84	8.73	12.77	12.40	12.34	12.06

自分が健康であると自覚している期間 (単位：歳)

		男性				女性			
		2010 (H22) 年	2013 (H25) 年	2016 (H28) 年	2019 (R元) 年	2010 (H22) 年	2013 (H25) 年	2016 (H28) 年	2019 (R元) 年
神奈川県		70.85	72.25	73.08	73.96	74.12	75.76	75.93	76.52
全国		69.90	71.19	72.31	73.15	73.32	74.72	75.58	76.47
差		0.95	1.06	0.77	0.81	0.80	1.04	0.35	0.05

注1 2010 (H22) ～年 2019 (R元) 年の数値は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」による。

2 2016 (H28) 年の数値は、国民生活基礎調査が熊本地震により熊本県を調査していないため、熊本県が含まれていない。

(6) 地域包括支援センターの設置状況

地域包括支援センター^(※)は、高齢者をはじめとする地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、市町村において、将来的には中学校区ごとに1か所設置することを目指しつつ、地域の実情に応じた整備を行っているところです。

2022(令和4)年4月1日現在の設置数は371か所となっていますが、これは、県内平均で、センター1か所当たりの65歳以上人口が約6,300人、中学校区ごとの設置目標に対する進捗率が91.8%という状況となっています。

地域包括支援センター設置数の状況

センター設置数 (a)	65歳以上人口 (b)	センター1か所当たりの65歳以上人口 (b)/(a)	(参 考)	
			中学校区 (c)	センター設置率 (a)/(c)
371か所	2,337,649人	6,300.9人	404	91.8%

注1 県福祉子どもみらい局調べ。(2022(令和4)年4月1日現在)

2 センター設置数は、ランチ・サブセンターを除く。

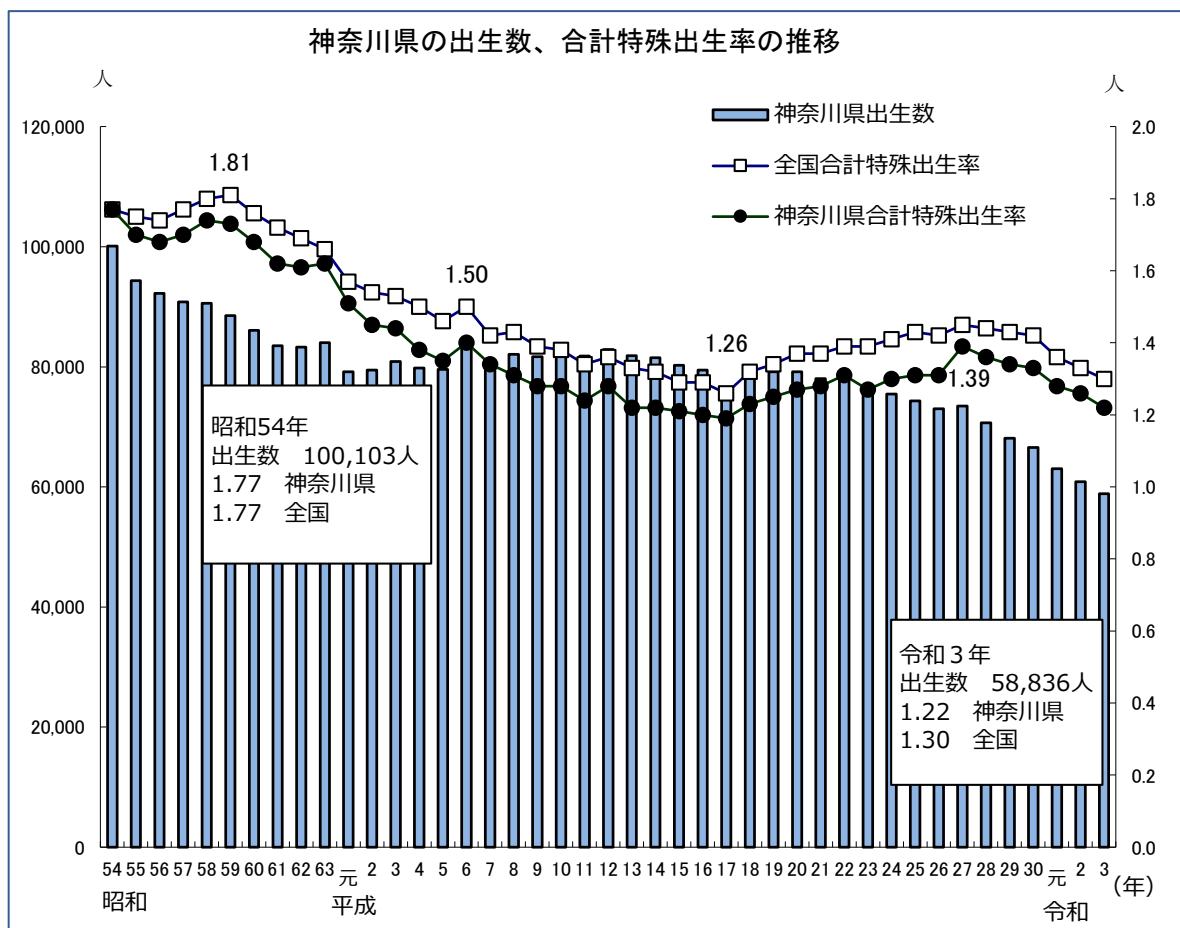
3 65歳以上人口は介護保険事業状況報告(2022(令和4)年3月末)による。

4 中学校区の数、2022(令和4)年4月1日現在。(分校を除く)

3 子どもを取り巻く状況

(1) 本県の出生数の減少

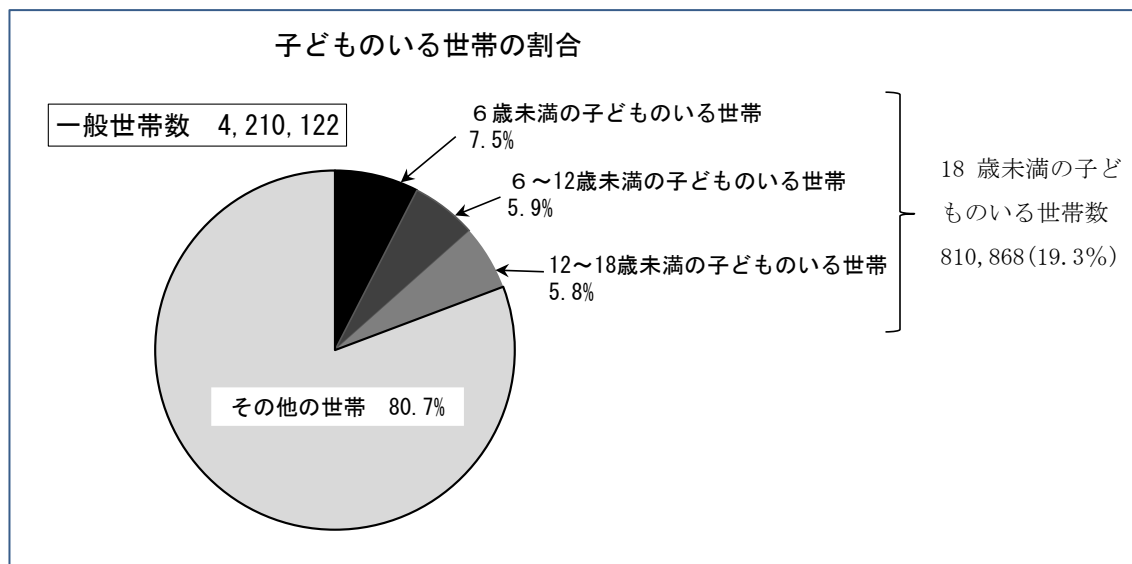
本県の出生数は、1979（昭和 54）年に 10 万人でしたが、非婚化や晩婚化等により徐々に減少し、2021（令和 3）年には 6 万人を下回っています。また、2021（令和 3）年は、1 人の女性が生涯に産む子どもの数（合計特殊出生率）は、1.22 となり、依然として全国の合計特殊出生率よりも低い状況が続いています。



注 厚生労働省の「人口動態統計」による。

(2) 子どものいる世帯の割合

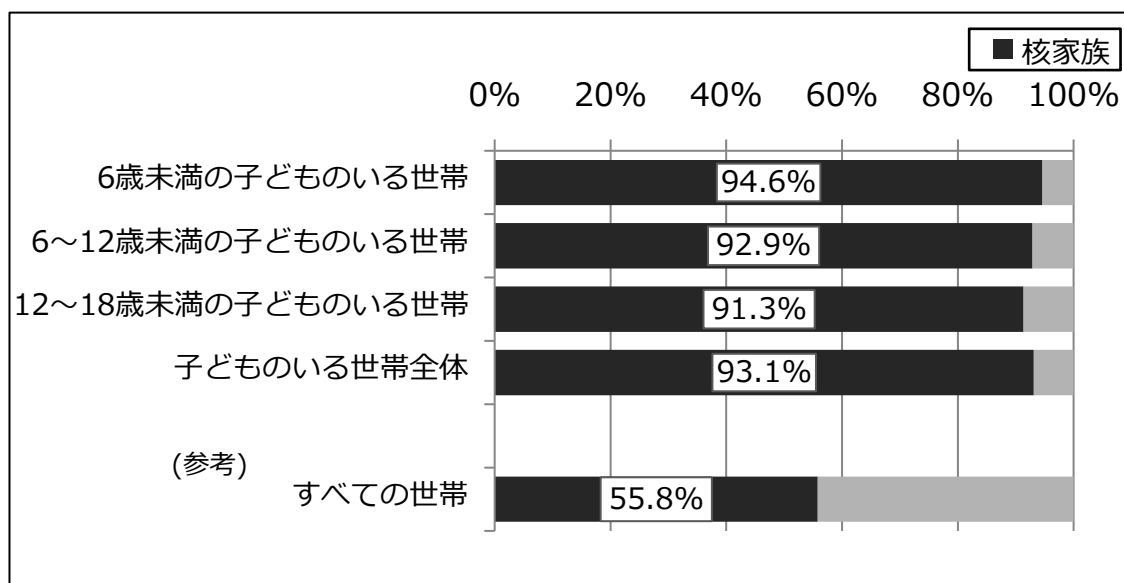
2020（令和2）年の国勢調査によると、本県の一般世帯数は約421万世帯で、うち6歳未満の子どものいる世帯は約31万7千世帯（7.5%）、6～12歳未満の子どものいる世帯は約24万9千世帯（5.9%）、12～18歳未満の子どものいる世帯は約24万5千世帯（5.8%）となっており、18歳未満の子どものいる世帯は一般世帯の約19%となっています。



注 2020（令和2）年国勢調査による。

(3) 核家族の割合

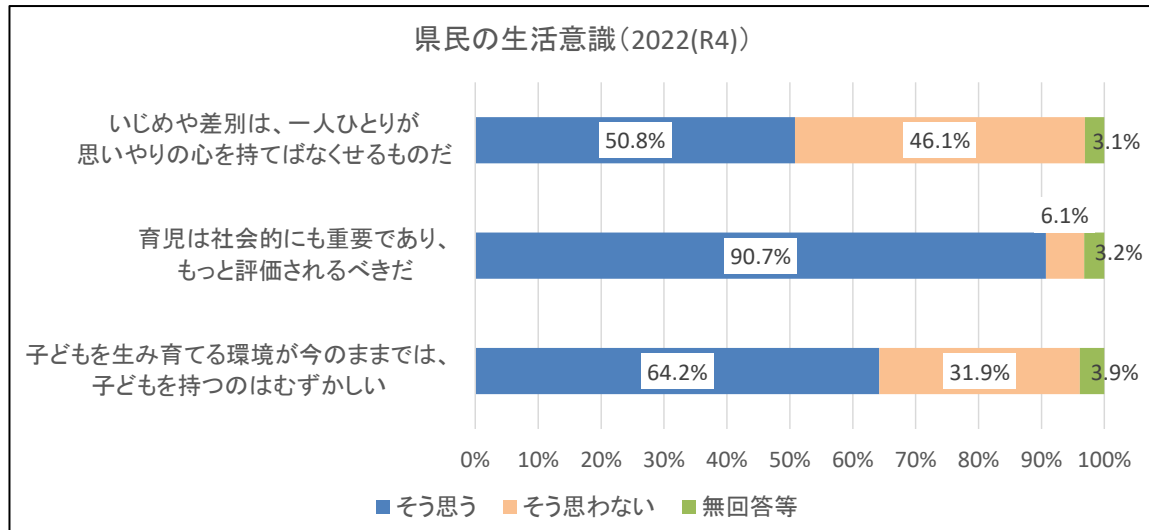
2020（令和2）年の国勢調査によると、6歳未満の子どものいる世帯のうち核家族の割合は94.6%、6歳から12歳未満の子どものいる世帯では92.9%、12歳から18歳未満の子どものいる世帯では91.3%と、子どものいる世帯の核家族の割合（93.1%）は、一般世帯の核家族の割合（55.8%）より高くなっています。



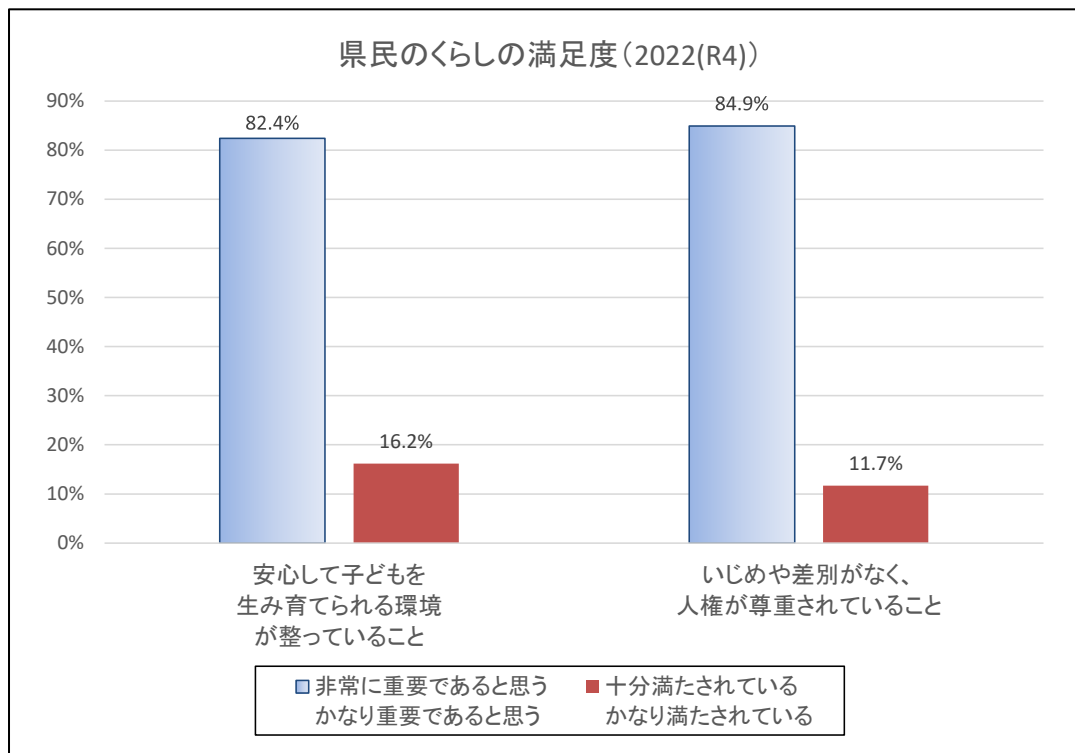
注 2020（令和2）年国勢調査による。

(4) 子育てをめぐる県民の意識（子育て環境への不満）

2022（令和4）年県民ニーズ調査結果による県民の生活意識やくらしの満足度では、「育児は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきである。」と考える県民が9割を超えています。また、「安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること」を重要だと答えた県民が82.4%に対し、満たされていると感じている県民は16.2%となっています。



注 2022（令和4）年県民ニーズ調査による。



注 2022（令和4）年県民ニーズ調査による。

(5) ひとり親家庭の状況

本県のひとり親世帯は、2010（平成22）年の50,959世帯から、2015（平成27）年に49,720世帯に減少し、2020（令和2）年には43,238世帯に減少しています。また、母子世帯、父子世帯ともに減少傾向となっています。

ひとり親世帯の推移

区 分	2010(平成22)年調査		2015(平成27)年調査		2020(令和2)年調査	
	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県
一般世帯	51,842,307	3,830,111	53,331,797	3,965,190	55,704,949	4,210,122
ひとり親世帯	844,661 (1.6%)	50,959 (1.3%)	838,727 (1.6%)	49,720 (1.3%)	721,290 (1.3%)	43,238 (1.0%)
母子世帯	755,972 (1.5%)	44,412 (1.2%)	754,724 (1.4%)	44,040 (1.1%)	646,809 (1.2%)	38,079 (0.9%)
父子世帯	88,689 (0.2%)	6,547 (0.2%)	84,003 (0.2%)	5,680 (0.1%)	74,481 (0.1%)	5,159 (0.1%)

注 国勢調査による。

(6) 母子世帯の低所得【全国】

2018（平成30）年の一世帯当たりの平均総所得は、児童のいる世帯で745.9万円、母子世帯で306.0万円となっており、2020（令和2）年は、児童のいる世帯で813.5万円、母子世帯で369.8万円となっています。いずれも増加しているものの、依然として児童のいる世帯に比べ、母子世帯の総所得が低い水準となっています。

母子世帯の所得の状況（全国）（1世帯当たり平均所得金額 単位：万円）

	総所得		稼働所得		その他所得	
	2018 (H30)年	2020 (R2)年	2018 (H30)年	2020 (R2)年	2018 (H30)年	2020 (R2)年
全世帯	552.3	564.3	410.3	402.2	142.0	162.2
児童のいる世帯	745.9	813.5	686.8	733.4	59.1	80.1
母子世帯	306.0	369.8	231.1	282.9	74.9	86.9

注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 その他所得：「公的年金・恩給」「財産所得」「年金以外の社会保障給付金」「仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得」。

3 児童：18歳未満の未婚の者。

4 母子世帯：死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女性（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

(7) 子どもの貧困率の推移【全国】（ひとり親世帯の高い貧困率）

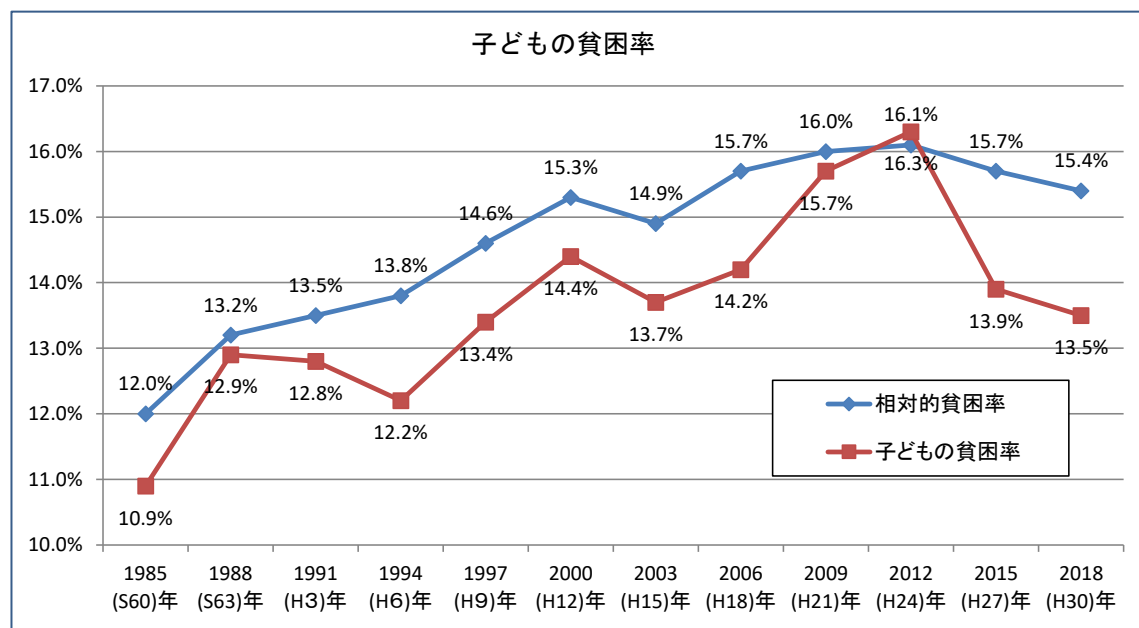
厚生労働省の調査によると、2018(平成30)年の日本の子どもの貧困率は13.5%となっており、2015(平成27)年に比べ下がっています。しかし、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）では、大人が2人以上の世帯の場合の相対的な貧困率が10%程度であるのに対して、大人が1人の世帯の貧困率は48.1%と依然高い水準にあります。このことから、特にひとり親世帯は、就労していても経済的に苦しい傾向にあることがうかがえます。

貧困率の状況（全国）

	1997 (H9)年	2000 (H12)年	2003 (H15)年	2006 (H18)年	2009 (H21)年	2012 (H24)年	2015 (H27)年	2018 (H30)年
相対的貧困率	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	13.4%	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%
子どもがいる現役世帯	12.2%	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%
大人が1人	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%
大人が2人以上	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%
貧困線	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円

注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分



注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 1994(平成6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

3 2015(平成27)年の数値は、熊本県を除いたものである。

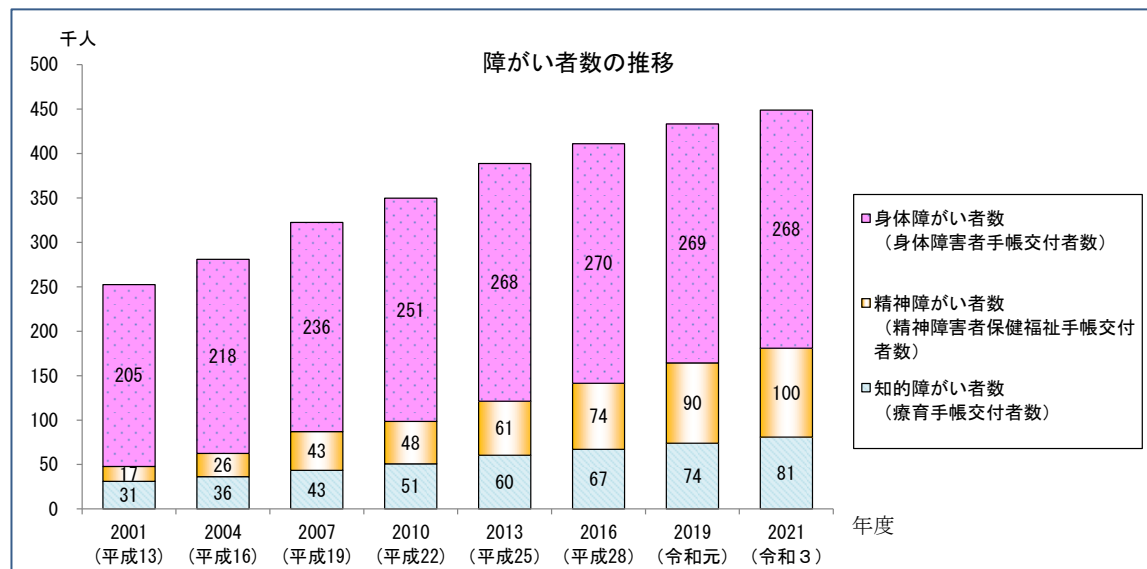
4 相対的貧困率：貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない世帯員の割合

5 子ども：17歳以下の者をいう。

4 障がい者の状況

(1) 障がい者数の増加

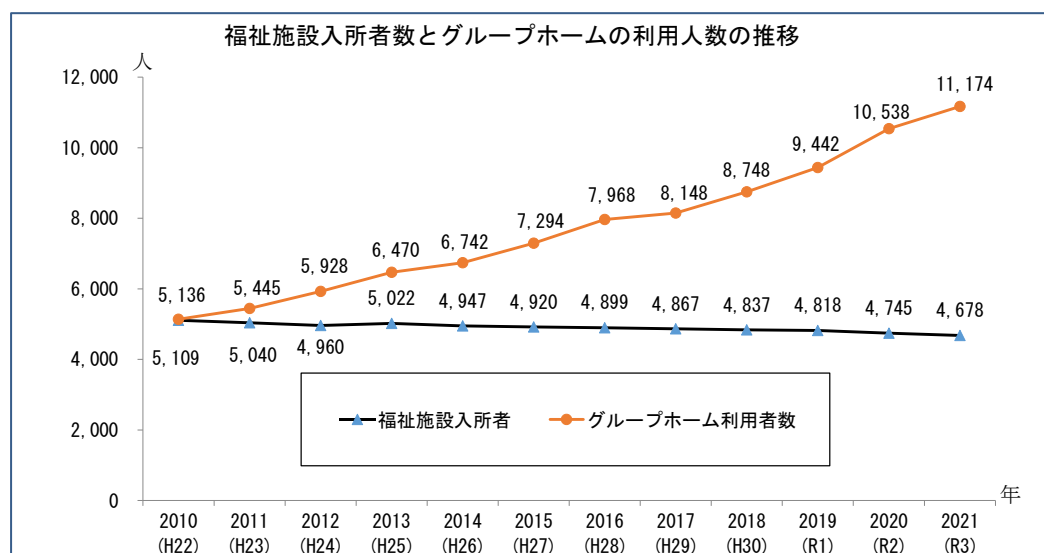
障がい者数は年々増加し、2021（令和3）年度には、身体障がい者が26万8千人、精神障がい者が10万人、知的障がい児者が8万1千人となっており、県民総数（923万2千人：2022（令和4）年4月1日現在）に占める割合は約4.9%（44万9千人）となっています。



注 県福祉子どもみらい局調べ。(各年度3月末日現在)

(2) 障がい者の地域生活移行

障がい者が地域で生活する場の一つであるグループホーム（共同生活援助事業所）の利用者数は2010（平成22）年に5,136人で、2021（令和3）年には11,174人と約2.2倍に増えています。また、福祉施設入所者数は徐々に減少しています。



注1 県福祉子どもみらい局調べ。

2 福祉施設入所者数、2010（平成22）～2013（平成25）年までは10月1日時点、2015（平成27）年以降は年度末時点。

3 グループホームは各年度の利用実績。

4 福祉施設：障がい者の入所施設のうち、一般に長期入所が常態化している利用者が少ない旧身体障害者更生施設や旧精神障害者生活訓練施設は、原則として除外したものの。（2011（平成23）年6月30日障害保健福祉関係主管課長会議資料）

5 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況

(1) 高齢者虐待の状況

2021 (令和 3) 年度に虐待の事実が認められた件数は 879 件あり、その大半 (813 件) が「家族等の養護者による虐待」となっています。

また、虐待の内容をみると、身体的虐待や心理的虐待が多い状況となっています。

さらに、「家族等の養護者による虐待」における虐待者をみると、息子 (370 人) が最も多く、次いで夫 (184 人)、娘 (184 人) の順となっています。

高齢者虐待件数の推移

区 分	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R 元) 年度	2020(R 2) 年度	2021(R 3) 年度
養介護施設従事者等 による虐待	29 件	52 件	50 件	52 件	<u>66 件</u>
家族等の養護者によ る虐待	1,082 件	878 件	871 件	909 件	<u>813 件</u>

注 県福祉子どもみらい局調べ。(市町村への相談通報件数のうち、虐待の事実が認められた件数を計上)

高齢者虐待の内容 (2021 (R 3) 年度：重複計上)

区 分	養介護施設従事者等による虐待	家族等の養護者による虐待
身体的虐待	<u>62 人</u>	<u>539 人</u>
心理的虐待	<u>53 人</u>	<u>340 人</u>
介護等放棄 (ネグレクト)	<u>48 人</u>	<u>206 人</u>
性的虐待	<u>7 人</u>	<u>2 人</u>
経済的虐待	<u>3 人</u>	<u>115 人</u>

注 県福祉子どもみらい局調べ。

「家族等の養護者による虐待」における虐待者の状況 (2021 (R 3) 年度：重複計上)

虐待者	人数	割合 (注)
息子	<u>370 人</u>	<u>41.7%</u>
夫	<u>184 人</u>	<u>20.7%</u>
娘	<u>184 人</u>	<u>20.7%</u>
妻	<u>62 人</u>	<u>7.0%</u>
孫	<u>27 人</u>	<u>3.0%</u>
息子の妻	<u>19 人</u>	<u>2.1%</u>
兄弟姉妹	<u>11 人</u>	<u>1.2%</u>
娘の夫	<u>6 人</u>	<u>0.7%</u>
その他	<u>25 人</u>	<u>2.8%</u>

注 県福祉子どもみらい局調べ。(割合：人数／市町村からの虐待報告件数)

(2) 障がい者虐待の状況 ※2021年度の集計を公表次第、更新予定。

2020（令和2）年度に虐待の事実が認められた件数は144件あり、その大半（80件）が「養護者による虐待」となっています。また、虐待の内容をみると、身体的虐待が最も多く（99件）、次いで心理的虐待（41件）、経済的虐待（29件）、放置・放任（ネグレクト）（13件）、性的虐待（10件）の順となっています。

障がい者虐待件数の推移

区 分	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度
養護者による虐待	93件	100件	97件	80件	件
障害者福祉施設従事者等による虐待	32件	25件	32件	44件	件
使用者による虐待	16件	21件	16件	20件	件

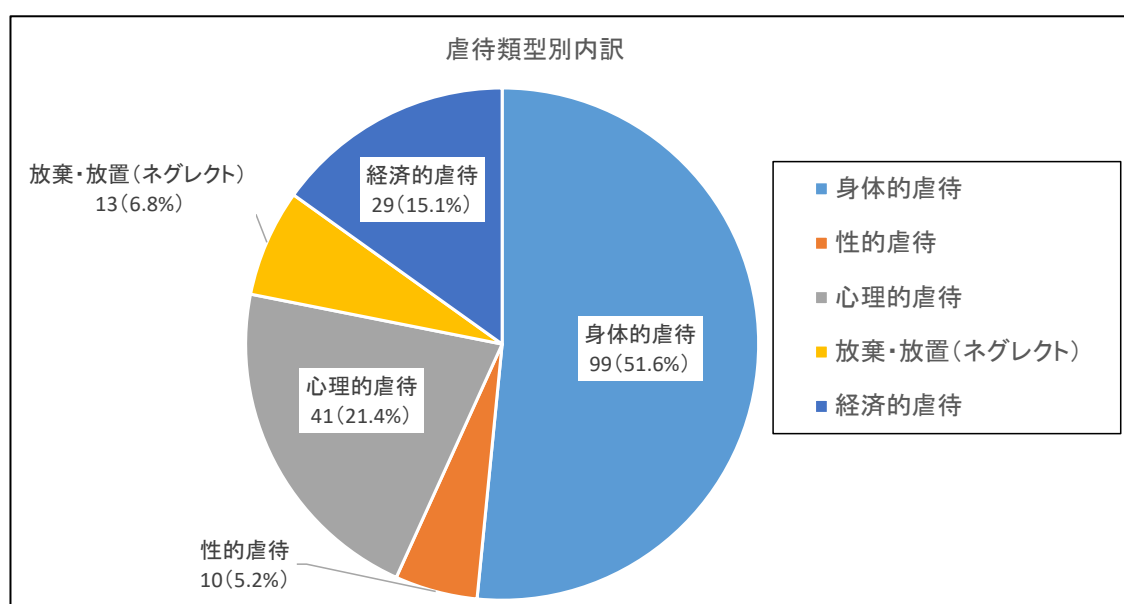
注1 県福祉子どもみらい局調べ。

2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上。

障がい者虐待の内容（2020（R2）年度：重複計上）

区 分	養護者による虐待		障害者福祉施設従事者等による虐待		使用者による虐待	
		割合（注）		割合（注）		割合（注）
身体的虐待	60件	56.1%	38件	59.4%	1件	4.8%
性的虐待	3件	2.8%	7件	10.9%	0件	0.0%
心理的虐待	27件	25.2%	13件	20.3%	1件	4.8%
放置・放任（ネグレクト）	10件	9.3%	3件	4.7%	0件	0.0%
経済的虐待	7件	6.5%	3件	4.7%	19件	90.5%

注 県福祉子どもみらい局調べ。（割合：件数／虐待件数）



(3) 児童虐待相談の状況（児童虐待相談件数の増加）

2021（令和3）年度の県内の児童相談所の児童虐待相談対応件数は21,654件となっています。また、虐待の内容をみると、心理的虐待（13,298件）が最も多く、次いで身体的虐待（4,458件）、保護の怠惰ないし拒否（3,650件）、性的虐待（248件）の順となっています。

児童虐待相談対応件数の推移

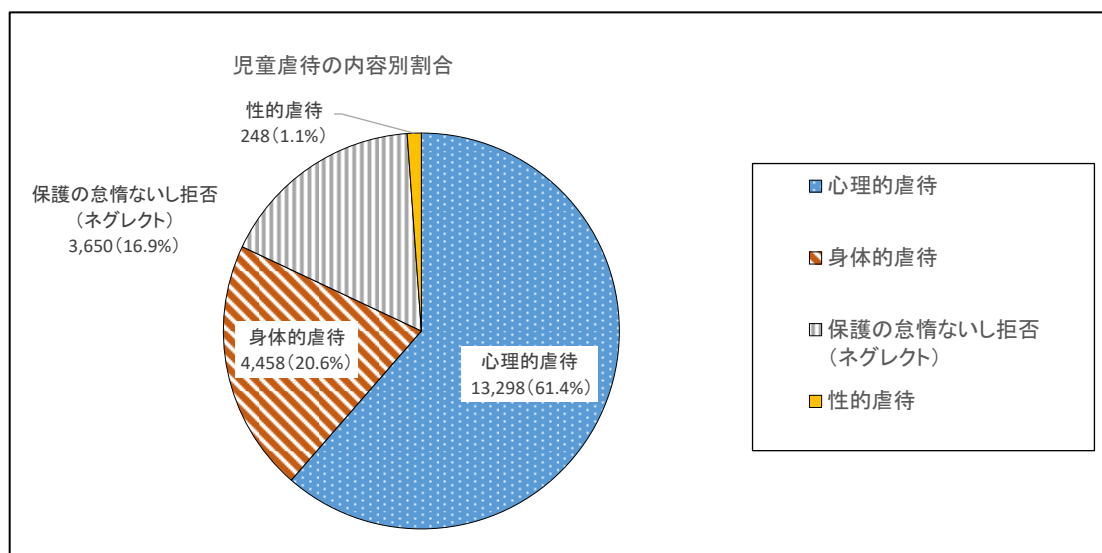
	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度
虐待相談対応件数	13,928件	17,272件	20,449件	22,093件	21,654

注 県福祉子どもみらい局調べ。

児童虐待の内容（2021（R3）年度）

区 分	件数	割合（注）
心理的虐待	13,298	61.4%
身体的虐待	4,458	20.6%
保護の怠惰ないし拒否 （ネグレクト）	3,650	16.9%
性的虐待	248	1.1%

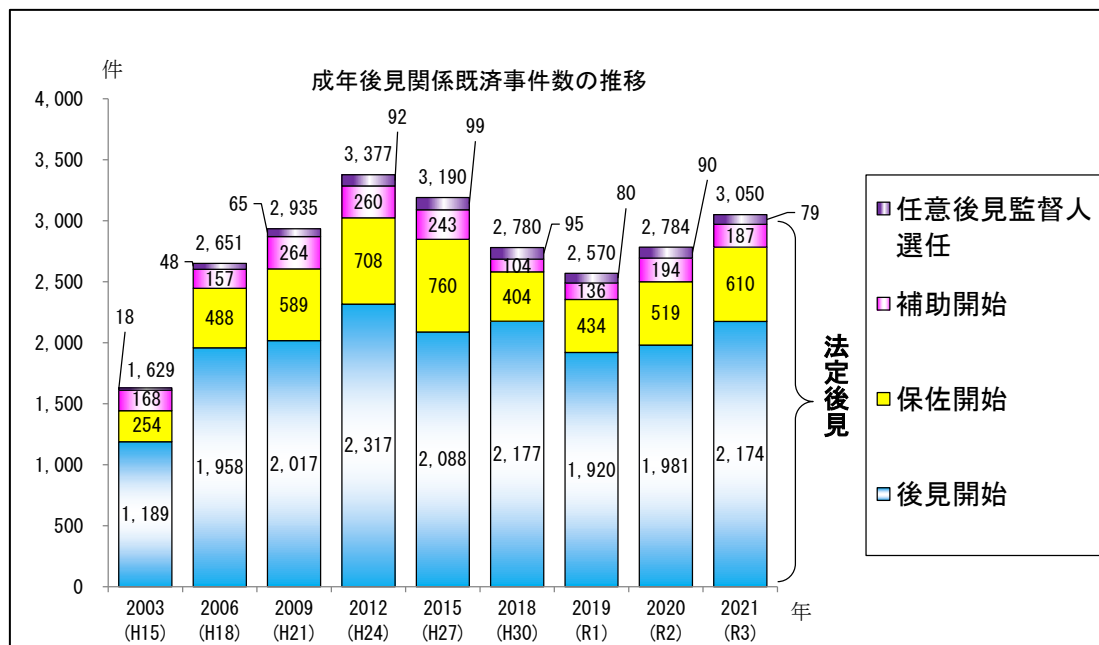
注 県福祉子どもみらい局調べ。（割合：件数／相談対応件数）



(4) 成年後見制度利用状況の推移

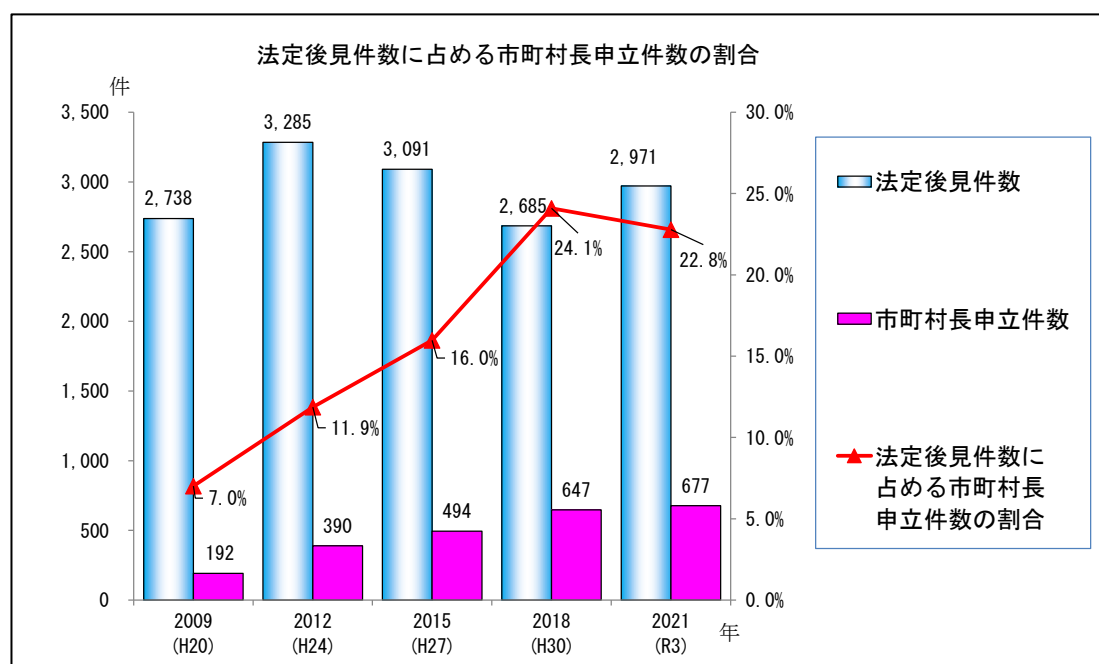
2000（平成12）年4月の制度導入以降、成年後見制度の利用状況は増加傾向の後に減少傾向に転じましたが、近年は増加傾向となっており、そのほとんどが法定後見によるものとなっています。

また、身寄りが無い、身内から虐待を受けている、親族が協力しない等の理由により申立てをする人がいない方の保護を図る制度である「市町村長申立」件数についても増加しています。



注1 横浜家庭裁判所調べ。（暦年集計）

2 法定後見（後見開始、保佐開始及び補助開始）は、2015（平成27）年までは取消事件を含み、2018（平成30）年以降は取消事件を含まない。



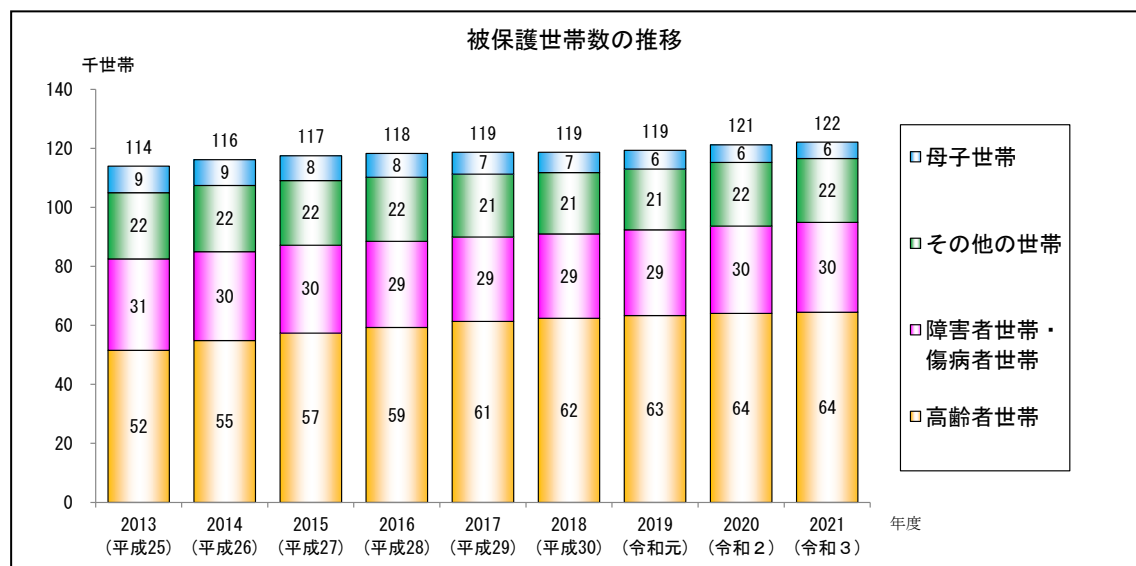
注1 横浜家庭裁判所調べ。（暦年集計）

2 法定後見（後見開始、保佐開始及び補助開始）は、2015（平成27）年までは取消事件を含み、2018（平成30）年以降は取消事件を含まない。

6 生活困窮者等の状況

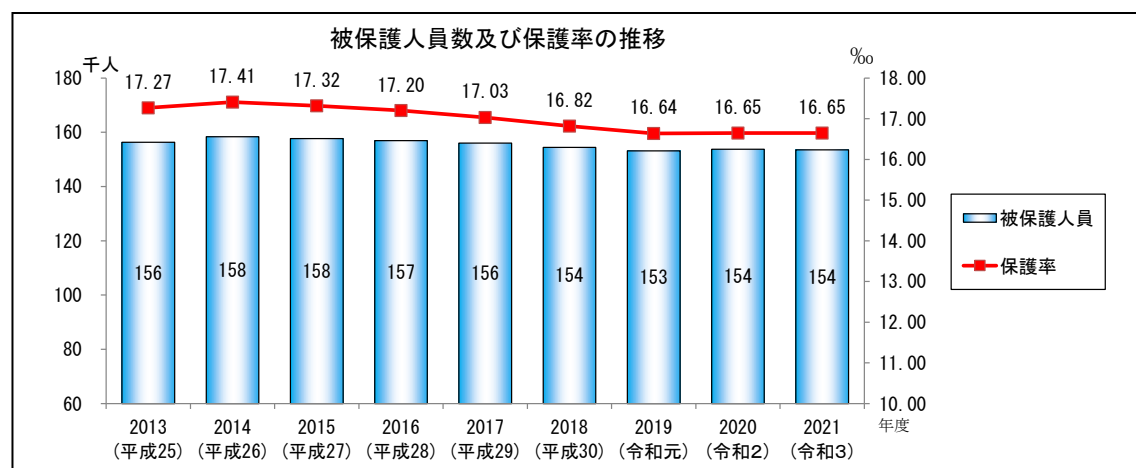
(1) 生活保護受給者数の推移（高齢者の被保護世帯の増加）

被保護世帯数は増加傾向にあり、2021（令和3）年度の被保護世帯数（12万2千世帯）は2013（平成25）年度の約1.07倍に増加しています。とりわけ、高齢者世帯（6万4千世帯）は、被保護世帯数の半数を占めています。



注 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度3月現在。総数には、保護停止中の世帯数を含まない。）

保護率は数年間横ばいであり、保護の種類別扶助人員数の推移をみると、高齢者世帯の増加とあいまって、介護扶助の増加率が高い状況となっています。



注1 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度3月現在）

注2 保護率：県民総数千人当たりの被保護人員数（%：パーミル）

保護の種類別扶助人員数（重複計上）

区 分	2016 (H28) 年度 (a)	2021 (R 3) 年度 (b)	増加率 (b/a)
生活扶助	141, 224 人	135, 836 人	96. 2%
医療扶助	136, 529 人	132, 176 人	96. 8%
住宅扶助	142, 265 人	138, 732 人	97. 5%
介護扶助	24, 197 人	29, 829 人	123. 3%
その他の扶助	17, 325 人	12, 453 人	71. 9%

注 1 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度 3 月現在。人員数は複数項目に集計している場合あり。）

2 「その他の扶助」は、教育扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の合計。

(2) 生活困窮者自立相談支援事業における支援状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020（令和 2）年の新規相談受付件数及びプラン作成件数は県内、全国ともに急増し、2021（令和 3）年も高い水準となっています。

また、2020（令和 2）年の就労者数は県内、全国ともに減少しましたが、2021（令和 3）年は増加しています。

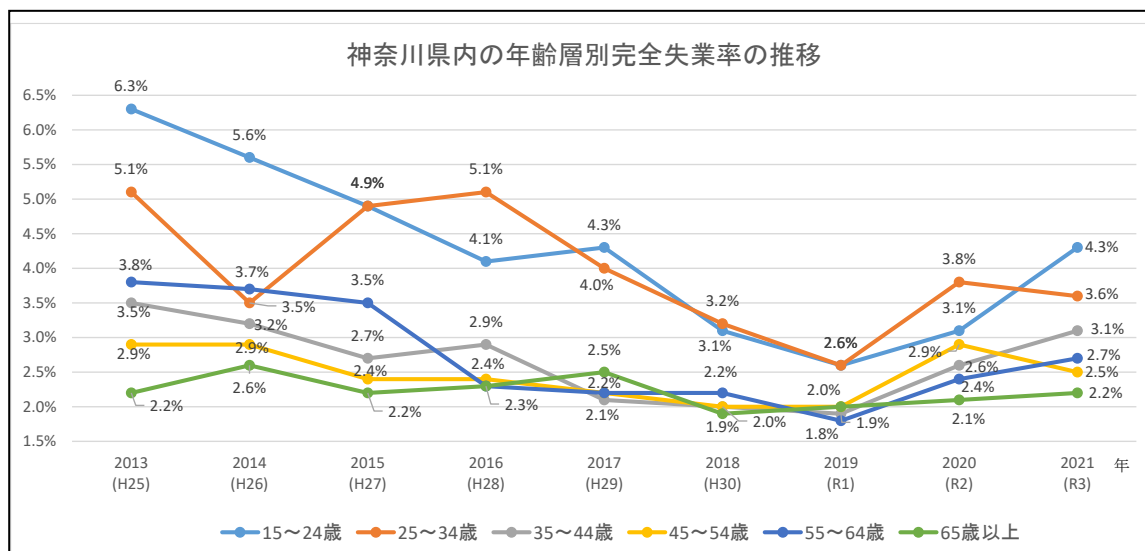
生活困窮者自立支援制度における支援状況

		新規相談受付件数（件）			プラン作成件数（件）			就労者数（人）		
年度		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
県内		17, 198	57, 811	38, 030	6, 288	20, 032	17, 939	2, 022	1, 449	1, 815
	前年度比 増減	1, 540	40, 613	-19, 781	475	13, 744	-2, 093	210	-573	366
全国		248, 398	786, 163	555, 779	79, 429	139, 060	146, 719	25, 212	20, 659	23, 100
	前年度比 増減	10, 733	537, 765	-230, 384	2, 164	59, 631	7, 659	211	-4, 553	2, 441

注 厚生労働省の「生活困窮者自立支援制度における支援状況 集計」による。

(3) 県内の完全失業率

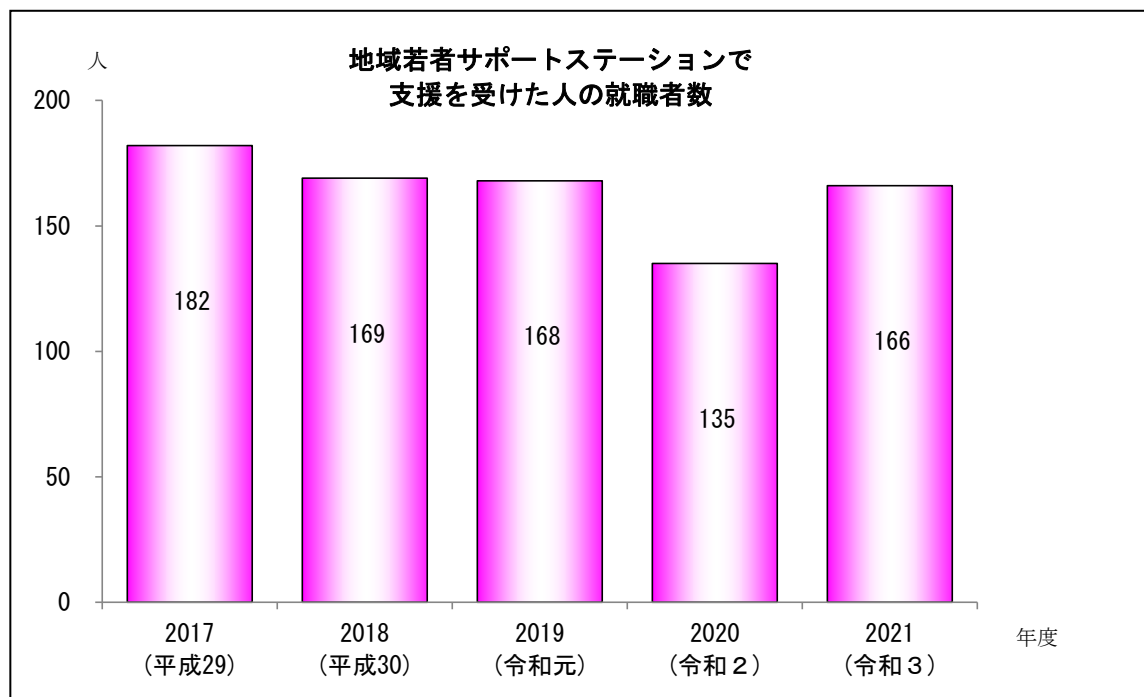
2021（令和3）年の県内の完全失業率は3.0％であり、年齢層別にみると、15～24歳が4.3％と最も高く、次いで25～34歳が3.6％となっており、他の年齢層に比べて高くなっています。



注 県統計センター「神奈川県労働力調査結果報告」による。

(4) 県が設置する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就労者数

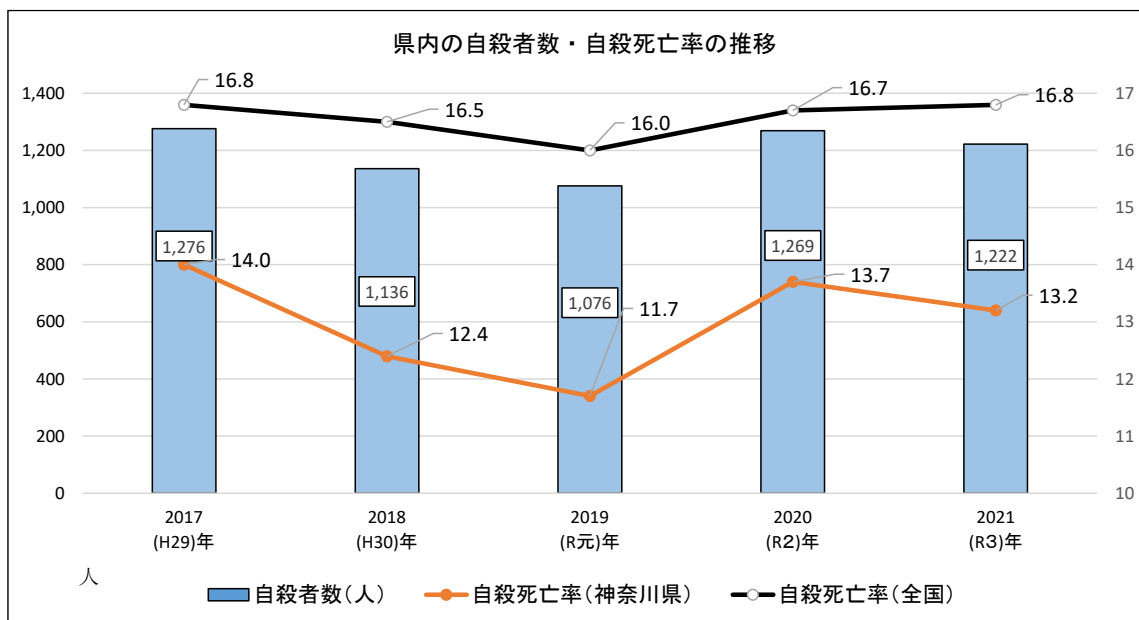
若者の職業的自立を目的に設置する「地域若者サポートステーション」で支援を受けた人の就職者数は、2017（平成29）年度は182人でしたが、2020（令和2）年度は135人、2021（令和3）年度は166人となっています。



注 県福祉子どもみらい局調べ。

(5) 県内の自殺者数・自殺死亡率の推移

県内で自殺により亡くなった人数は、2019（令和元）年まで2年連続で減少していましたが、2020（令和2）年は全国と同様に増加に転じており、新型コロナウイルス感染症の影響がうかがえます。人口10万人当たりの自殺死亡率は、2019（令和元）年に11.7、2020（令和2）年に13.7と全国で一番低くなっており、2021（令和3）年も13.2と石川県と並んで一番低くなっています。

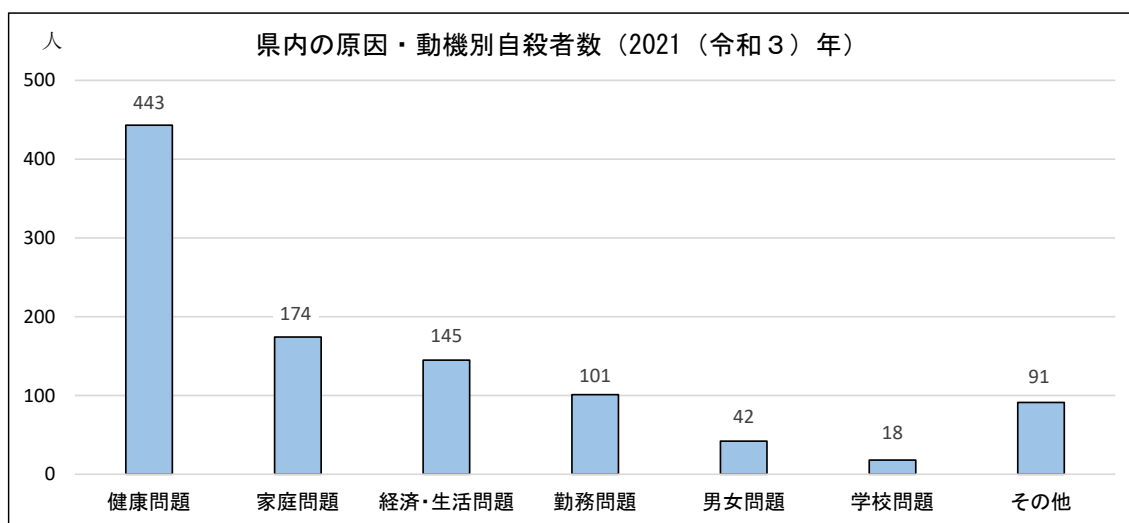


注1 警察庁自殺統計による。

注2 自殺死亡率：人口10万対の率で、人口は、総務省統計（毎年10月1日現在）の都道府県別総人口に基づく。

また、原因・動機別にみると、健康問題（身体やこころの病気についての悩み）が最も多く、家庭問題、経済・生活問題（生活苦・失業など）、勤務問題と続いています。

自殺に至る原因・動機については、不詳も多くあり、また、動機は一つではなく、様々な要因が複合的に絡み合っていることが多いと言われています。



注1 警察庁自殺統計による。

注2 原因・動機は3つ以内の複数計上可能であり、合計は自殺者数（実数）とは一致しない。

7 地域における支え合いの状況

(1) 民生委員・児童委員の状況（民生委員・児童委員の欠員数の増加と高齢化）

2022（令和4）年4月1日現在の民生委員・児童委員の状況をみると、定数12,137人に対して現員数11,372人と、充足率は93.7%となっています。また、平均年齢は68.2歳となっており、高齢化が進んでいます。

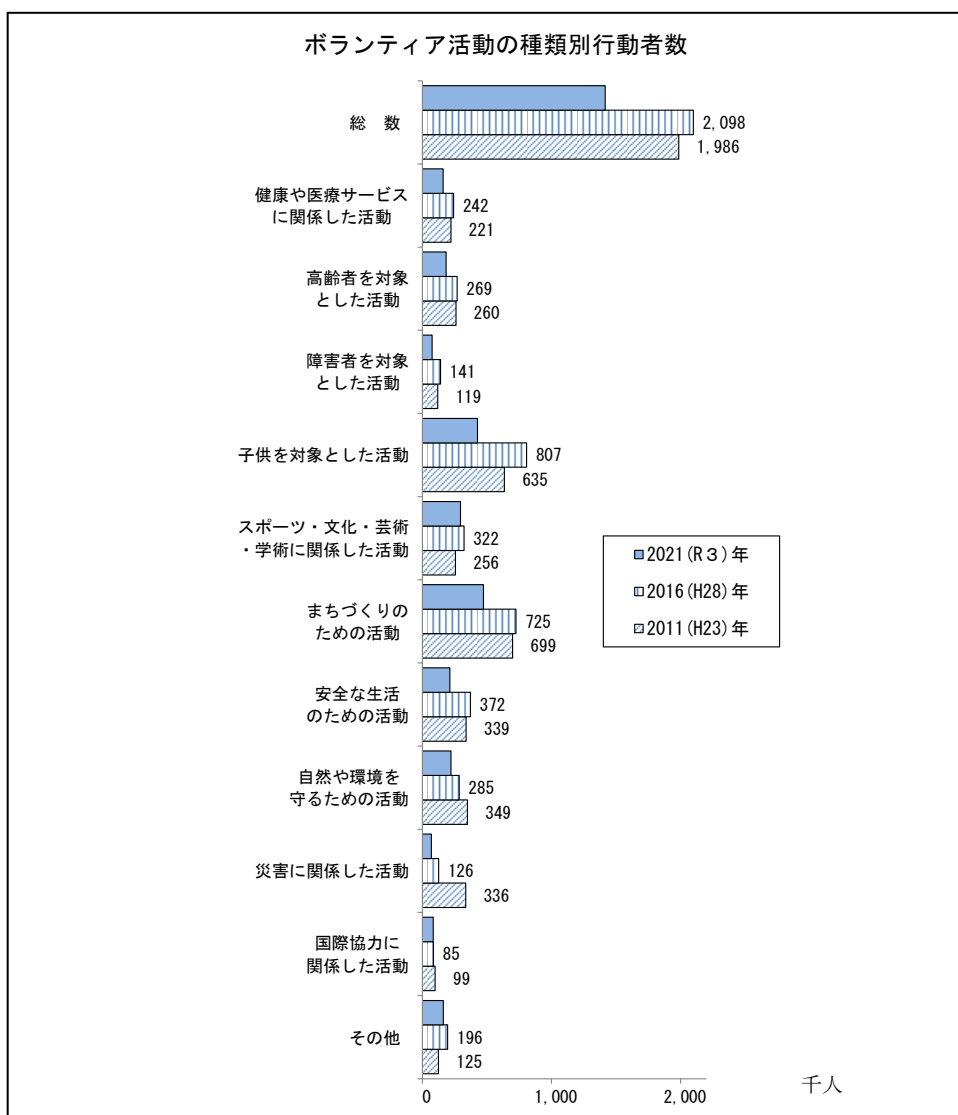
時 点	定数(a)	現員数(b)	欠員数	充足率((b)/(a))	平均年齢
2022(R4)年度	12,137人	11,372人	765人	93.7%	68.2歳
2019(R元)年度	12,038人	11,498人	540人	95.5%	67.1歳
2016(H28)年度	11,830人	11,389人	441人	96.3%	65.8歳

注1 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度4月1日現在。）

2 平均年齢は、指定都市・中核市を除く。

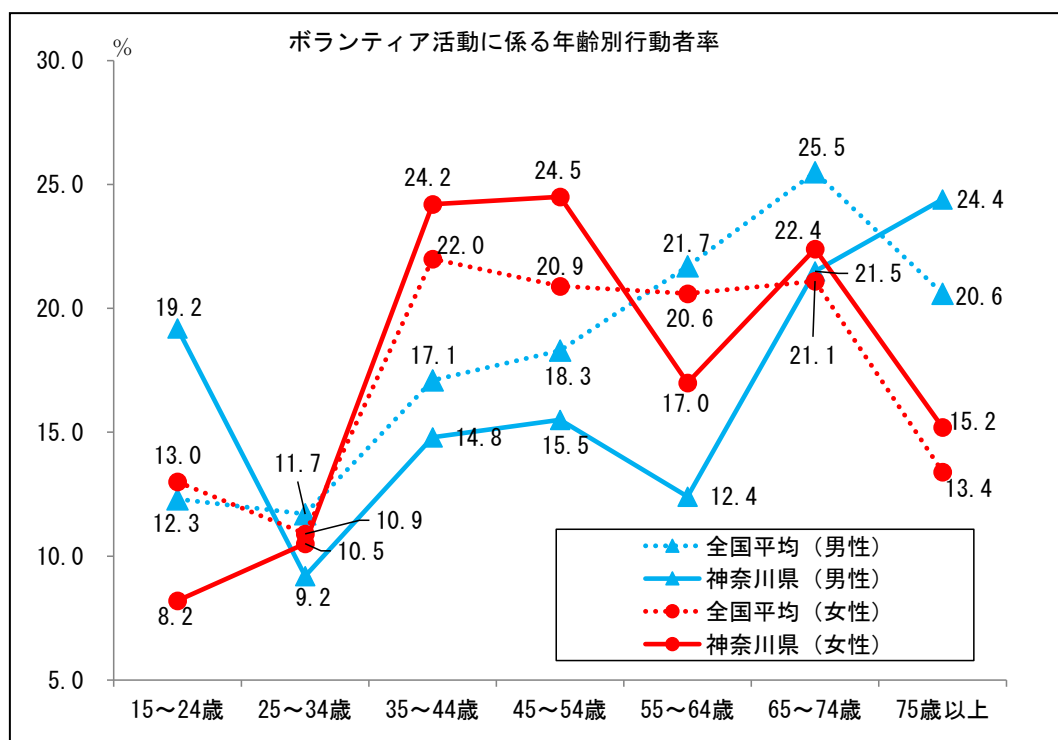
(2) ボランティア活動の状況（ボランティア活動人数の増加）

1年間に「ボランティア活動」を行った人は、「令和3年社会生活基本調査」によると、141万6千人となっており、5年前より68万2千人減少しています。



注 総務省「社会生活基本調査」による。

男女別にみると、行動者率は男性が16.4%、女性が18.1%となっています。
また、年齢別にみると、男性は15～24歳と75歳以上の割合が、女性は35～54歳と65歳以上の割合がそれぞれ全国平均を上回っています。



注1 総務省「令和3年社会生活基本調査」による。
注2 行動者率：10歳以上人口に占める行動者数の割合。

(3) NPO法人の活動状況

NPO法人の認証件数は、2022（令和4）年9月末現在1,476件となっています。

また、認証法人の活動分野をみると、「保健・医療・福祉」分野が最も多く、次いで「子どもの健全育成」、「社会教育」の順となっています。

認証法人の活動分野（上位5位、複数該当）

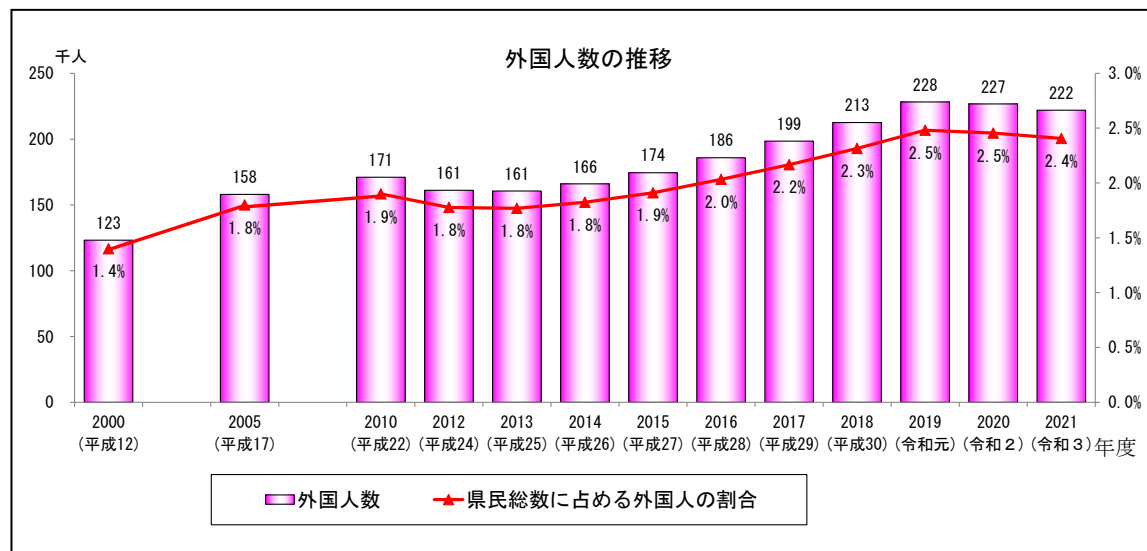
順位	分 野	件数
1 位	保健・医療・福祉	818 件
2 位	子どもの健全育成	615 件
3 位	社会教育	514 件
4 位	連絡・助言・援助	498 件
5 位	学術・文化・芸術・スポーツ	416 件

注1 県政策局調べ。（2022（R4）年9月末現在）
注2 指定都市を除く。

8 外国人数の状況

県内の外国人数は、2014（平成26）年度以降、2019（令和元）年度まで増加が続きましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020（令和2）年度以降ほぼ横ばいとなっています。

また、県民総数に占める割合は、2021（令和3）年度で2.4%となっており、財務省の在留外国人統計（2022（令和4）年6月末現在）によると、本県の外国人数は全国で4番目に多い状況となっています。



- 注1 県国際文化観光局調べ。(2012(平成24)年度までは12月31日現在、2013(平成25)年度以降は1月1日現在)
- 2 県民総数は、県政策局調べ。(各年度1月1日現在)

外国人数を国籍(出身地)別にみると、中国籍とベトナム籍の増加が著しく、2021（令和3）年度と2000（平成12）年度を比較すると、中国籍が2.5倍、ベトナム籍が9.2倍増加しています。

外国人数上位5国籍（出身地）の推移

順位	2000（平成12）年度		2021（令和3）年度	
	国・地域	外国人数（構成比）	国・地域	外国人数（構成比）
1位	韓国・朝鮮	33,453人（27.2%）	中国	68,445人（30.8%）
2位	中国	27,389人（22.2%）	ベトナム	26,478人（11.9%）
3位	ブラジル	12,565人（10.2%）	韓国	26,225人（11.8%）
4位	フィリピン	12,040人（9.8%）	フィリピン	22,960人（10.3%）
5位	ペルー	6,920人（5.6%）	ブラジル	8,410人（3.8%）

注 県国際文化観光局調べ。(2000(平成12)年度は12月31日現在、2021(令和3)年度は1月1日現在)

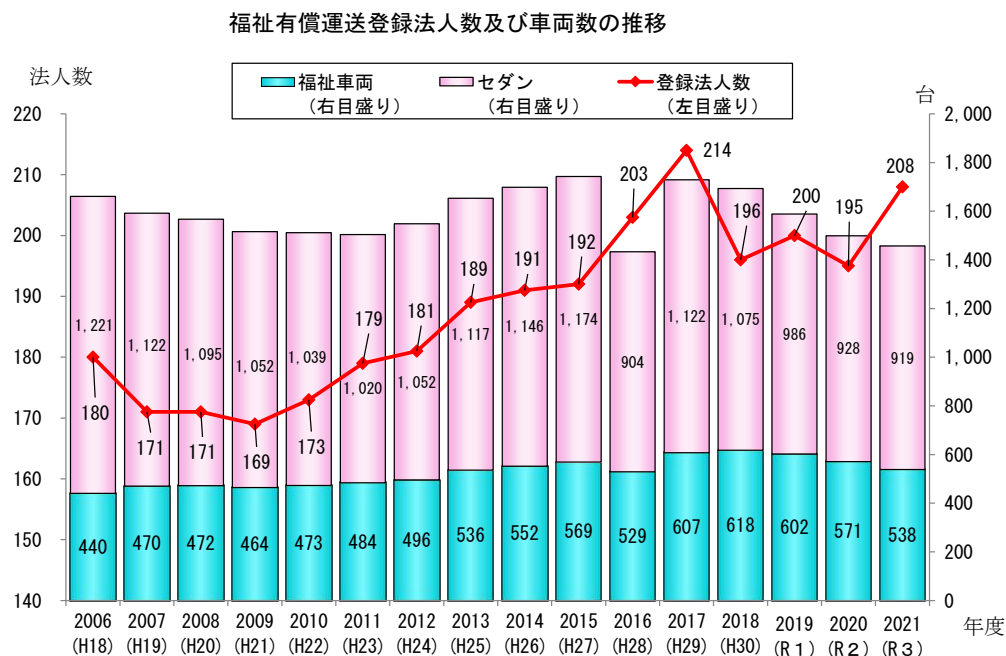
9 バリアフリーの街づくり

(1) バリアフリーの街づくりに係る状況

県民ニーズ調査において、県民の生活意識について調査したところ、「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できる、人にやさしいまちになっている」との問いに対し、「そう思わない」と回答した割合は、2016（平成 28）年度は 70.2%、2022（令和 4）年度は 69.5%となっています。

(2) 福祉有償運送の実施状況（福祉有償運送実施団体の増加）

公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者や障がい者等を対象として、NPO法人等が、通院、通所、レジャー等を目的とする送迎を有償で行う福祉有償運送の登録法人数は、2017（平成 29）年度まで増加傾向にありましたが、2018（平成 30）年度に減少に転じ、以降は 200 前後で推移しています。



注 1 関東運輸局神奈川運輸支局調べ。（2007（H19）年度までは 1 月末日現在、それ以降は 3 月末日現在。）

2 2006（H18）年施行の改正道路運送法により、福祉有償運送制度は許可制から登録制となり、それまで事業所ごとに許可を得ていた法人が法人単位で登録を可能とする等の変更があった。

10 災害対策

(1) 避難行動要支援者名簿の策定の状況（県内市町村）

避難行動要支援者名簿^(※)については、2022（令和4）年4月1日現在、県内全33市町村で作成しています。

(2) 災害時通訳ボランティア登録者の状況

県では、災害時における外国籍県民等への通訳ボランティアの登録を行っており、2021（令和3）年度時点で231人の登録となっています。

災害時通訳ボランティア登録者数

年度	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
実績	168人	231人	250人	230人	232人	246人	231人

注 県国際文化観光局調べ。

(3) 福祉避難所の指定等状況

災害時に福祉的な配慮を要する人が避難する福祉避難所の指定が県内各市町村で進んでおり、2021（令和3）年12月時点で、指定福祉避難所が103か所、協定福祉避難所が1,184か所確保されています。

年度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
指定福祉避難所	111か所	117か所	129か所	127か所	103か所
協定福祉避難所	1,127か所	1,208か所	1,259か所	1,184か所	1,184か所

注 令和元年度までは、県福祉子どもみらい局調べ。

令和2年度以降は、消防庁調べ。

令和3年5月に災害対策基本法施行規則が改正され、指定福祉避難所の公示が規定された。

11 地域福祉に関わる制度の主な動向

(1) 介護保険制度

団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、2014（平成26）年に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立しました。この改正により、要支援1・2の高齢者に対する訪問介護及び通所介護が予防給付から地域支援事業^(※)に移され、市町村が地域の実情に応じた取組ができるようになりました。また、市町村は在宅医療・介護連携推進事業^(※)や生活支援コーディネーター^(※)の配置に取り組むこととされました。

2017（平成29）年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、新たな介護保険施設^(※)として介護医療院^(※)が創設されたほか、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスが受けやすくなるよう、共生型サービスが位置付けられました。また、自立支援・重度化防止に向けて、市町村の保険者機能の強化が求められるようになりました。

2020（令和2）年の改正では、介護人材の不足への対応として、介護人材の確保、資質の向上、業務効率化に関する取組が強化されたほか、利用者の収入に応じた負担額の上限が引き上げられるなど、制度の安定性・持続可能性を確保する対策が講じられています。

なお、介護保険サービスの利用者とサービス給付費の増加に伴い、介護保険料は全国的に増加傾向となっています。

(2) 障がい福祉制度

2006（平成18）年に国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、2011（平成23）年に改正された障害者基本法において、障がい者の定義が見直されるとともに、障がいに基づくあらゆる形態の差別の禁止について適切な措置を求めており、2011（平成23）年の障害者基本法の改正の際、障害者権利条約の趣旨を基本原則として取り込む形で、同法第4条に差別の禁止が規定されました。

この規定を具体化するものとして、障害者差別解消法が2013（平成25）年6月に成立し、その後、2014（平成26）年1月に、障害者権利条約が批准され、2016（平成28）年4月に、障害者差別解消法が施行されました。

また、地域共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の生活を総合的に支援するため、2013（平成25）年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行されました。さらに、法施行後3年が経過し、種々の見直しが行われました。

具体的には、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われ、これらを盛り込んだ改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法が2018（平成30）年4月に施行されました。

さらに、2022（令和4）年には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケー

ション施策推進法が公布・施行され、障がい者による情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通を総合的に推進することとされました。

なお、県では、障がい者の支援に当たって、障がい者一人ひとりの立場に立ち、その望みと願いを尊重する「当事者目線」の支援を図ることが必要と考えており、2022（令和4）年10月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を公布しました。なお、2023（令和5）年4月に施行します。

(3) 子ども・子育て支援制度

2012（平成24）年に成立した子ども子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園の普及をはじめとする様々な取組を行うこととなっており、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する「地域子育て支援拠点」について、NPOなど多様な主体が参画するとともに、高齢者や学生等との世代間交流や、ボランティア、自治会・町内会、子育てサークル等との協働など、様々な地域住民・団体との支援・協力関係を構築することとしています。

また、2016（平成28）年に改正された児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが明確となり、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実などが規定されています。すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援まで、社会による家庭への養育支援の構築が求められ、身近な市区町村における相談体制や児童相談所の専門性の強化などを図ることとされました。

2019（令和元）年10月からは、幼児教育・保育の利用料が無償化されるなど、子育てを社会全体で支える仕組みづくりが進められているほか、2023（令和5）年4月には、こども家庭庁が発足するなど、子育て支援の強化や幅広い課題に取り組むための体制整備が進められています。

(4) 生活困窮者自立支援制度

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策（いわゆる「第2のセーフティネット」）の強化を図るため、2013（平成25）年、生活困窮者自立支援法が制定され、2015（平成27）年4月から施行されました。

この制度により、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、任意事業の就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業など、生活困窮者の自立を促進するための包括的な取組が行われています。

また、2018（平成30）年の法改正では、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化や子どもの学習支援事業の強化などにより、一層の自立の促進を図ることとされました。

(5) 社会福祉法関係

○ 重層的支援体制整備事業の創設

市町村において、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、2020（令和2）年の社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業が創設され、2021（令和3）年4月から施行されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村の任意事業であり、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須となっています。

○ 社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉法人連携推進法人制度は、2020（令和2）年の社会福祉法改正により、2022（令和4）年4月から施行された制度です。

この新しい制度の目的は、社会福祉法人が社員として半数以上を占める一般社団法人を設立し、その法人が、社員（社会福祉法人等）である福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等の支援を行う場合、社会福祉連携推進法人（以下、「連携推進法人」という。）として認定するものです。

各社員は、大きな規模となる連携推進法人からの支援を受けて、個々の自主性を保ちながら事業の強化を図ることが可能となります。

連携推進法人は具体的な事業として、以下の業務の全部または一部を選択して実施します。

- ①地域福祉支援業務（地域貢献事業の企画・立案、地域ニーズ調査の実施等）
- ②災害時支援業務（応急物資の備蓄・提供、被災施設利用者の移送 等）
- ③経営支援業務（経営コンサルティング、財務状況の分析・助言 等）
- ④貸付業務（社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け）
- ⑤人材確保等業務（採用・募集の共同実施、人事交流の調整 等）
- ⑥物資等供給業務（紙おむつやマスク等の物資の一括調達、給食の供給 等）

第3章

今後取り組むべき重点事項と 本計画の施策体系

第3章 今後取り組むべき重点事項と本計画の施策体系

1 地域福祉をめぐる課題

第2章に示した、本県における地域福祉を取り巻く状況や社会情勢の変化により、以下のとおり地域福祉をめぐる様々な課題が顕在化しています。

- 本県では外国籍県民等が多いことや、障がい者が年々増加している現状から、広く県民に対し、「互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現」に向けた意識を醸成する必要があります。
- 民生委員・児童委員や自治会・町内会等の活動に関心が薄い人、関わる機会のない人が増加するなど、地域のつながりや支え合いが希薄化する現状から、当事者の目線に立った地域福祉の担い手を育成する必要があります。
- 介護保険サービスの利用が増える一方、介護職員の大幅な不足が予測されている現状から、福祉介護人材の確保と定着を推進する必要があります。
- 単独世帯や高齢夫婦世帯の増加等、世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化などから、地域における支え合いを一層推進する必要があります。
- 県民ニーズ調査によると、「バリアフリー化により、人にやさしいまちになっている」と感じる県民が約3割に留まることや、高齢者・障がい者が増加している現状から、バリアフリーの街づくりを推進する必要があります。
- 南海トラフ地震や都心南部直下型地震など大規模災害発生 of 切迫性が指摘される中、災害時における避難や避難生活に配慮を要する高齢者や障がい者等が多くいる現状から、災害時における福祉的支援を充実する必要があります。
- 個人や世帯が抱える生活課題が多様化・複雑化していることや、既存の制度の狭間にある課題を抱える方が多くいる現状から、一人ひとりの状況に応じて適切に支援する必要があります。
- 高齢者、障がい者、児童等に対する虐待が多く存在することや、認知症の方が増加していること、またコロナ禍で自殺者が増加していることなどから、当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきと暮らせる取組を充実する必要があります。
- ひとり親世帯における貧困や子どもの貧困、またコロナ禍での生活困窮者の増加などから、生活困窮者等の自立を支援する必要があります。

2 今後取り組むべき重点事項

以上の課題を踏まえ、本計画では、地域福祉の推進に当たり、次に掲げる9つの事項を重点的に取り組むこととします。

- ① 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
- ② 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成
- ③ 福祉介護人材の確保・定着対策の推進
- ④ 地域における支え合いの推進
- ⑤ バリアフリーの街づくりの推進
- ⑥ 災害時における福祉的支援の充実
- ⑦ 一人ひとりの状況に応じた適切な支援
- ⑧ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実
- ⑨ 生活困窮者等の自立支援

3 本計画の施策体系

本計画では、第4期計画の「ひとづくり」「地域（まち）づくり」「しくみづくり」の3つの大柱を踏襲したうえで、前記の9つの重点事項を中柱として設定します。

また、23の支援策（小柱）に個別の事業・取組を位置付け、総合的・計画的な地域福祉の推進を図ります。

大柱1「ひとづくり」

本県では、2016（平成28）年10月に策定した「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念も踏まえ、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が、お互いに尊重し合い、誰もがその人らしく暮らすことができる「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成を進めます。

また、これまでも高齢者、障がい者や児童等の当事者の立場に立って進めてきた地域住民による支え合いを促進する人材の育成や地域福祉の中核を担う人材等の育成について、これまで以上に当事者の目線に立った担い手育成を進めます。

さらに、団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和7）年に向けて、また、人生100歳時代においても、必要な介護サービスや支援が適切に受けられるよう、福祉介護人材の一層の確保・定着に取り組めます。

大柱2「地域（まち）づくり」

高齢単身世帯の増加や核家族化の進行を背景に地域のつながりの希薄化が進む中、新型コロナウイルス感染症の影響により、独居の高齢者、不登校の児童・生徒やひとり親の家庭、また年齢を問わずメンタルヘルスに問題を抱えている方々などの孤独・孤立の問題が一層深刻化しています。

このような状況を踏まえ、地域住民や民間事業者、NPO等を含め、地域における支え合いの推進を図ります。

また、本県ではこれまで、誰もが住みやすい街づくりに取り組んできましたが、県民ニーズ調査の結果からも、引き続きバリアフリーの街づくりに向けて取り組みます。

さらに、南海トラフ地震や都心南部直下型地震など大規模災害発生 of 切迫性が指摘される中、福祉分野と防災分野の垣根を越えて、高齢者や障がい者など災害時に支援が必要な方々の個別避難計画の作成や福祉避難所の開設運営等について市町村を後押しするとともに、市町村と連携した支援体制を強化するなど、災害時における福祉的支援の充実を図ります。

大柱3「しくみづくり」

市町村による包括的支援体制の整備に対する支援に加え、既存の制度や各福祉分野の施策では解決することの難しい、ケアラー・ヤングケアラーやひきこもりなどの制度の狭間にある課題への対応等、分野を超えた連携により、一人ひとりの状況に応じた適切な支援のしくみづくりを進めます。

また、2022（令和4）年10月公布、2023（令和5）年4月施行の「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に対応した取組や実践をはじめ、高齢者や児童等においても当事者の目線に立って個人の尊厳を尊重するとともに、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実を図ります。

さらに、長引くコロナ禍により、生活困窮者の問題も深刻化しており、本県では 2021（令和 3）年 11 月に「神奈川県生活困窮者対策推進本部」を設置し、全庁体制で生活困窮者の支援に取り組むこととしています。生活困窮者に対する相談体制の確保や、より当事者に寄り添った継続的・伴走的な自立支援とともに、学習支援等の子どもの貧困対策を一層推進していきます。

【施策体系】

大柱	中柱	支援策（小柱）
1 ひとづくり	(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	1 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。
		2 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成	3 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。
		4 <u>包括的な支援体制の整備を推進する人材を育成します。</u>
		5 <u>地域福祉の推進を担う福祉関係機関等の</u> 職員のスキルアップを図ります。
	(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進	6 福祉介護人材を確保します。
		7 福祉介護人材のスキルアップを図ります。
		8 福祉介護人材の定着を促進します。
2 地域（まち）づくり	(1) 地域における支え合いの推進	9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。
		10 民間事業者やNPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。
		11 外国籍県民等の暮らしやすさを支援します
	(2) バリアフリーの街づくりの推進	12 バリアフリーの街づくりを推進します。
		13 情報アクセシビリティの向上を図ります。
	(3) 災害時における福祉的支援の充実	14 災害時における福祉的支援の充実を図ります。
3 しくみづくり	(1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援	15 市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。
		16 制度の狭間にある課題への対応に取り組みます。
		17 課題等を抱える当事者活動を支援します。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実	18 個人の尊厳を支え、守る取組を行います。
		19 未病改善の取組など、人生 100 歳時代に誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。
		20 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。
	(3) 生活困窮者等の自立支援	21 生活困窮者等の自立を支援します。
		22 子どもの貧困対策を推進します。
		23 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 ひとづくり

【課題】

「ともに生き、支え合う社会」を実現する上で、その根幹をなす「ひとづくり」においては、高齢者、障がい者、子ども のみならず、制度の狭間の問題を抱えるケアラー・ヤングケアラー、ひきこもりの方などを含め、すべての人々が互いを認め合う意識の醸成に取り組んでいくことが大切です。

また、地域では、地域住民、自治会・町内会、学校、NPO法人など様々な人や団体が、地域福祉の担い手として地域の活動に参画しており、市町村では、それぞれの地域の実情に応じた担い手の確保・育成が進められているところです。しかしながら、地域福祉を取り巻く状況として、地域への関わりやつながりが希薄化する中、これまで以上に、住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域の活動に参画し、地域住民による支え合いが進むよう取り組むことが重要です。

さらに、少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少する一方で、介護保険サービスの利用者数は増加し、福祉介護人材の不足が深刻な問題になってきています。本県においても、これまで福祉介護人材の確保や定着に取り組んできましたが、今後も地域の元気な高齢者、若者、外国にルーツのある方など多様な人材層を対象に、より一層の確保・定着に取り組む必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

新型コロナウイルス感染症の拡大は、各種イベントや研修の中止や縮小など、「ともに生き、支え合う社会」に向けた意識の醸成、地域福祉の担い手の育成や福祉介護人材の確保・定着に大きな影響を及ぼしています。

また、コロナ禍での外出自粛は、地域住民の孤立・孤独を深め、地域のつながりの希薄化を生じさせているため、地域住民を誰一人取り残すことなく必要な支援につなぐことができるよう、「ひとづくり」を進める必要があります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、従来の対面式でのイベント開催や研修実施から、新たにオンラインによるイベントや研修の形態を生むこととなりました。今では県、市町村、社会福祉協議会や民間団体に至るまで、オンラインによるイベント開催や研修実施が広がり、オンラインであるがゆえに参加者が増えている研修等も出てきています。

今後も、ウィズコロナやその他の感染症などへの備えとして、オンラインによるイベント開催や研修実施のノウハウを蓄積していくことが重要です。

【施策の方向性】

中柱（１） 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成

- 誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育んでいきます。

福祉の心を育むためには、県民の皆さん一人ひとりに地域への興味や関心を持ってもらうことが大切であることから、現に活動しているボランティアや民生委員・児童委員等の方々だけでなく、子どもから高齢者まで、地域に関わることの必要性について広く普及啓発を図ります。

- 子どもの頃から、相互に人格と個性を尊重しながら、社会性や思いやりの心を育むことができるよう取組を推進します。

高齢者、障がい者、子ども、外国籍県民等も、すべての人々が地域社会の中で、健康で自分らしい生活を送ることができるようにすることを目指します。

【主な目標：「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成】

「介護フェアin かながわ」、「かながわパラスポーツフェスタ」、「バリアフリーフェスタかながわ」、「人権メッセージ展」などを開催し、高齢者、障がい者、子ども、外国籍県民などの県民が直接参加する機会を通して、「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた県民の意識の醸成を図ります。

中柱（２） 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成

- 地域福祉の担い手として、ボランティアの育成や民生委員・児童委員等のなり手の確保に取り組むとともに、既に地域福祉に対する意識を持っている方だけでなく、より多くの方に地域への関心・関わりを持ってもらえるよう、地域の支え合いを推進する人材の養成に取り組んでいきます。
- 地域住民による支え合いでは解決が難しい、複雑かつ複合的な地域の課題や専門的な課題に対応するため、市町村は、地域や様々な関係機関が連携して支援する包括的な支援体制の整備を進めているところです。県は包括的な支援体制の整備が円滑に進むよう、体制整備を進める市町村や市町村社会福祉協議会の職員等の人材を育成していきます。
- 地域福祉の推進を担う福祉関係団体等の職員に対して、地域福祉に関する知識、地域で活躍する様々な方々の取組事例の紹介、地域福祉の担い手の育成など、必要な技能を習得するための研修を実施し、必要な人材の育成を推進していきます。

なお、地域福祉の担い手の育成においては、これまでも高齢者、障がい者や児童等のそれぞれの支援対象者の立場に立った活動が進められていますが、今後は、より一層当事者の目線に立った活動ができるよう支援していきます。

【主な目標：包括的な支援体制を推進する人材の育成】

市町村が整備する包括的支援体制の取組状況や課題等を把握し、情報の共有を図るとともに、市町村の実情に合わせた個別の支援を行うことなどにより、包括的な支援体制を推進する人材を育成していきます。

中柱（3） 福祉介護人材の確保・定着対策の推進

- 福祉介護人材の確保・定着対策を推進するため、介護分野での就労未経験者や外国籍県民等の就労支援等を行う「多様な人材の確保」、中堅の介護職員を対象にチームリーダーの育成等を行う「資質の向上」、職場環境に応じたキャリアパスの整備等の運営上のマネジメント支援等を行う「労働環境等の改善」の3つを大きな柱として取組を進めます。

また、行政と福祉介護に関わる団体等が連携・協働して、福祉介護人材の確保・定着に向けた取組を継続的に推進できる体制を構築します。

【主な目標：かながわ福祉人材センター^(※)による福祉介護分野への就職支援】

本県では、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025(令和7)年に向けて、国や市町村、介護関係団体と連携・協力しながら介護職員数を確保していきます。かながわ福祉人材センターにおいては、福祉介護分野の仕事に関する無料職業紹介・あつ旋事業、就職相談会等に取り組んでいきます。

(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成

支援策１ 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。

ア 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及

- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及に向けて効果的な広報を展開するとともに、共生社会を実感できる場の創出などの取組を進めます。
(県)

☆「ともに生きる社会かながわ憲章」とは

平成 28 年 7 月 26 日に発生した「津久井やまゆり園事件」のような事件が二度と繰り返されないよう、同年 10 月に神奈川県議会とともに策定した憲章のこと。

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

【関連する県の取組】

- とともに生きる社会推進事業
- 心のバリアフリーの推進

イ 障がいや認知症への理解促進

- 障がい者への理解や受入れに際して必要な配慮等に関する研修の実施を企業に働きかけるとともに、「心のバリアフリー推進員^(※)養成研修講座」や企業が行う研修会等への講師派遣を実施します。また、ヘルプマークの普及を進め、障がいや障がい者への理解と配慮・支援を促進します。(県)
- 「バリアフリーフェスタかながわ」を開催し、障がい者団体等によるバリアフリーに関する体験・展示コーナーを実施するなど、バリアフリーの街づくりに対する理解を促進します。(県)
- ろう者とろう者以外の者の交流の場や、県民が実際に手話と出会う機会など、手話普及推進イベントを通して手話の普及等を進めます。(県)
- シニア劇団やシニアダンス企画の運営、高齢者や障がい者が参加する舞台公演など、共生社会の実現を意識した魅力的なコンテンツを創出・発信します。(県)
- 「かながわパラスポーツフェスタ」の開催や関連イベントに合わせた普及啓発活動などを実施することで、年齢や性別、障がいの程度にかかわらず、誰もがスポーツに親しむことができる社会の実現を目指します。(県)

- 地域や職域で認知症の人やその家族を見守る「認知症サポーター^(※)」を養成するとともに、市町村によるチームオレンジ^(※)の構築を促進し、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐことで、認知症の人が地域で安心して暮らし続けられる社会を目指します。(県・市町村・民間)

☆「ヘルプマーク」とは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方々が、周囲からの援助や配慮を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

本県でも平成 29 年 3 月からこのマークを導入しており、全 47 都道府県で導入されています。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク

☆「認知症サポーター」とは

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族を地域で見守り、支援するのが認知症サポーターです。

認知症の方は、周囲の理解と気遣いがあれば、地域の中で穏やかに暮らすことができることから、本県では認知症サポーターの養成を進めています。

【関連する県の取組】

- 障害者理解促進研修コーディネート事業
- ヘルプマーク推進事業
- バリアフリーフェスタかながわの開催
- 手話普及推進イベントの開催
- 共生共創事業
- 「かながわパラスポーツ」の推進
- 認知症サポーター養成講座
- チームオレンジの構築に向けた伴走支援事業

ウ 人権尊重の啓発

- 中学生人権作文コンテストや講演会、人権メッセージ展など、住民が親しみやすく、参加しやすい啓発活動を実施することにより、人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及高揚を図ります。(県)

【関連する県の取組】

- かながわハートフルフェスタ
- 人権メッセージ展

コロナ禍での取組事例

動画配信による社会福祉展の開催

平塚市社会福祉協議会

「社会福祉展は、例年、高齢者施設、障がい者施設、地域作業所（地域活動支援センター）、保育園が参加し、市民や入所者等、多くの方にご来場いただきました。

しかし、コロナ禍のため集客での開催は困難となりました。そのため、令和2年度から当面の間オンライン開催のみとし、1施設1分の動画を作成し公開しています。

直接作品を見ることはできませんが、オンライン開催に切り替えることで、コロナ禍でも日頃の活動や作品づくりの過程を見ることができました。

令和4年度社会福祉展チラシ



箱根町社協ではこれまで福祉教育として、小学校での出前体験講座や、福祉観光ガイドボランティア養成講座、その他複数の講座を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で人を集めて行う従来の講座の開催が難しくなりました。

そのため、コロナ禍での新たな試みとして、観光との関わりが深い箱根町では、観光業への福祉教育を動画配信という形で取り組んでいます。

箱根町内及び周辺地域のサービス業（ホテル・旅館・レストラン等）に係る企業等の職員研修に使用できる動画を作成し、車いすを使う人への配慮や、手伝い方・支援方法について考えるきっかけを作り、箱根町内及び周辺地域のサービス業が様々な方にとって利用しやすくなり、誰もが楽しめる地域を作ることを目的として実施するものです。

動画は、車いすを使用し生活をしている方が、一人で箱根へ旅行に行くという設定で、こういった対応をされたら嬉しいか、実際に感じている困りごとなど、車いすユーザー目線のリアルな意見をもとに作成され、要所ではスロープの取扱い方や段差での車いすの持ち上げ方などのレクチャーシーンもあり、わかりやすく解説されています。

観光業の関係者以外にも少しでも多くの方が動画を見て、誰もが楽しめる地域づくりのひとつのきっかけになれるよう、今後はシリーズ化し、手話編なども検討されています。

【 内容 】

車いす利用者への理解や配慮、車いすの操作方法について 10 分～15 分程度のドラマ仕立てで分かりやすく作成された動画。

箱根町社会福祉協議会の YouTube チャンネルで配信中。



支援策2 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。

ア 心ふれあう教育の推進

- 「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切にしながら、子どもたちにあらゆる人がかかわる百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図ります。

【関連する県の取組】

- いのちの授業



写真：「いのちの授業」風景

イ インクルーシブ教育の推進

- 県立高校のインクルーシブ教育実践推進校としての指定、知的障がいのある生徒の特別募集、入学後に円滑に学校生活を送るための環境整備や教材の開発など、インクルーシブ教育を進めることにより、誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合う社会性を育みます。

【関連する県の取組】

- インクルーシブ教育実践推進校の環境整備
- インクルーシブ教育実践推進校の教材開発等
- インクルーシブ教育推進フォーラムの開催

☆「インクルーシブ教育」とは

すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことをめざす教育のこと。本県では、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいます。

毎年、町内の小中学校と福祉教育を実施していますが、コロナ禍では、いかに感染対策をしようとも、地域サポーターの「感染したくない」「感染させたくない」との思いや、高齢者や障がい者の方の命にかかわる問題であることから、実施が難しいと考えていました。

そんな中、令和2年度は学級閉鎖が相次ぐ中で、学校、地域サポーターとコンパクトな打ち合わせを行い、結果的に形を変えながら実施することができました。

【取組の変更点の例】

①「教員への福祉への理解と研修」

例年、福祉体験が終わる頃には教員へも福祉の理解が深まるのですが、令和2年度はそれができないことから、教員へ寒川町社協職員が研修を実施し、教員から児童生徒に伝えていただくこととしました。

②「移動教室の利用」

各教室での福祉体験はどうしても密になってしまうため、大教室で実施することにより、サポーターの移動や器具の消毒の手間なども減り、ソーシャルディスタンスも広がることになりました。

考えてみれば当然のことですが、様々なことを見直す、良いきっかけにもなりました。

他にも、コロナ禍での新たな取組として、町内の介護施設と連携し、「高齢者について考えるグループワーク」を実施することができました。

これまで寒川町社会福祉協議会では、町内の社会福祉法人との連携を意識しながら、福祉教育への参画を調整していますが、その中でできた企画であり、学校側の理解と協力も得られ、珍しい取組となりました。

今回実施できたことも、突然できた訳ではなく、これまでの積み重ねだと感じています。福祉教育も毎年多くの学校と地道に取り組むことで、教職員、教育委員会、地域住民と多くの方から理解と協力が得られ、ともに子どもへの福祉の学びを進めてきました。成果が認められ、関係がしっかり築かれているからこそこの取組です。



(2) 高齢者、障がい者や児童等の目線に立った地域福祉の担い手の育成

支援策3 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。

ア 地域・社会活動に参画する人材の養成

- 地域課題の解決や活性化に取り組むボランティアやNPOなど地域で活動する人材を育成する「かながわコミュニティカレッジ」を実施し、地域・社会活動に参画する人材等の育成を図ります。(県)
- 県域の民生委員・児童委員の資質向上や相互の連絡連携を図る組織である神奈川県民生委員児童委員協議会が行う研修等の活動を支援するとともに、児童委員、主任児童委員に対して児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等をテーマとした研修を実施します。(県)
- 民生委員・児童委員を対象とした新任研修・リーダー研修・テーマ別研修等を実施し、民生委員・児童委員の活動に必要な知識の習得を図ります。(県)
- 民生委員・児童委員の活動を「県のたより」に掲載するなど広く県民に周知し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、行政の退職者や商工会議所等に対し民生委員・児童委員を担っていただくためのチラシを配付するなど、担い手確保に取り組む市町村を支援します。(県)
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化している中、様々なつなぎ先・相談先を記載した「活動の手引き」を作成するとともに、市町村に委員が出席する会議等の見直しをお願いするなど、民生委員・児童委員の負担軽減に取り組めます。(県)
- 保健福祉事務所において、地域の地域福祉実践者等のスキルアップに資する研修を市町村との協働等により実施します。(県)
- 市町村及び社会福祉協議会における事業実施状況や地域における課題等の情報共有や検討を行う「圏域別地域福祉担当者連絡会」を実施します。(県)

【関連する県の取組】

- かながわコミュニティカレッジ事業
- 県民生委員児童委員協議会への活動支援
- 児童相談所業務機能強化対策事業
- 民生委員・児童委員研修
- 保健福祉事務所による地域福祉人材養成・育成研修
- 圏域別地域福祉担当者連絡会の開始

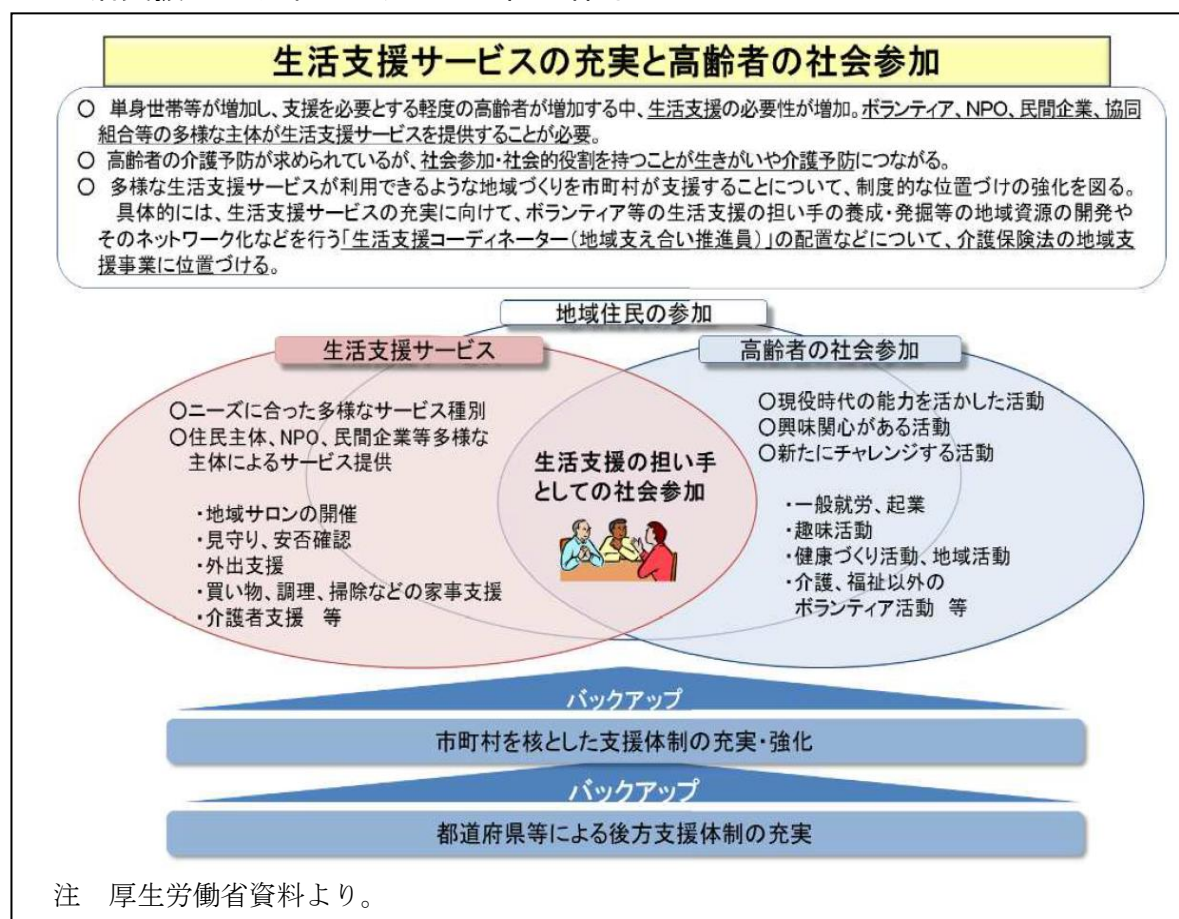
イ 地域の支え合いを推進する人材の養成

- 県社会福祉協議会において、活動に関する総合相談、情報提供及び「ボランティアコーディネーター^(※)」の人材育成など、広域的な視点からボランティア活動の推進を図ります。(民間)
- 「生活支援コーディネーター」の養成研修、アドバイザー派遣による生活支援コーディネーターの支援などを実施し、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を推進します。(県)

【関連する県の取組】

- 「かながわボランティアセンター」によるボランティアコーディネーターの養成
- 生活支援コーディネーター養成研修事業

〈生活支援コーディネーターの配置に係るイメージ〉



注 厚生労働省資料より。

神奈川県住宅供給公社の「浦賀団地」では、住民の高齢化が進み、地域活力やコミュニティ機能の低下が問題となりつつある中、2016（平成28）年4月に神奈川県住宅供給公社と神奈川県立保健福祉大学の間で連携協定を締結しました。

その取組の一環として、同団地において「団地活性サポーター制度」を導入しました。同制度は、団地に入居し、大学での専門分野を活かしながら、学生、団地入居者、大学、公社がともに地域コミュニティの活性化を目指す制度です。サポーターとして入居する学生には、自治会・町内会への加入や地域活動への参加、報告書の提出などの条件を満たせば、家賃が通常の半額になるなど、お互いにメリットのある制度となっています。

2018（令和元）年にはサポーター自らが立ち上げた大学公認サークル「UDKS（浦賀団地活性サポーター）」が発足し、2022（令和4）年11月現在、13名の学生が入居者として、また、サポーターとしてイベントの企画や運営などの活動をしています。

また、浦賀団地で開始された「団地活性サポーター制度」は、現在では他3団地にも広がっており、県内各地で大学生による地域コミュニティのサポート活動が取り組まれています。

【県内の団地活性サポーター制度実施団地】

浦賀団地（横須賀市） …神奈川県立保健福祉大学

緑ヶ丘団地（厚木市） …東京工芸大学

相武台団地（相模原市） …相模女子大学・同大学短期大学部、北里大学



民生委員・児童委員というと「大変そう」というイメージを持つ方が多く、なり手が見つからない大きな要因のひとつになっています。

しかしながら、民生委員・児童委員として活躍されている方に話を聞くと、生活の負担にならないよう自分のできる範囲で無理なく、楽しく活動している方が多く、「民生委員・児童委員をやってよかった」という声も多く聞くことができます。



小田原市民生委員児童委員協議会では、こうした「やってよかった」の声を各委員で共有する「やってよかった運動」を実施しています。よかったこと、うれしかったことなどを実際に口に出してみると、「自信」と「自己肯定」にもつながり、より楽しく、さらにやりがいを持って活動できるようです。

そして、その思いが地域の皆さんに伝わり、民生委員・児童委員の活動に関心を持つこと、また、「自分も民生委員・児童委員をやってみよう」と思ってもらえることにつながります。



【「やってよかった」の具体例】

- 民生委員・児童委員になったことによって、高齢者の訪問や地域行事などで多くの人と出会い、触れ合うことができるので、とても刺激的で楽しい生活を送れています。
- 訪問している高齢者が引っ越しをすることになった際、「引っ越し先であなたのような良い民生委員さんに会えるか不安」と言ってもらえたこと、また、これまでのことを感謝されたことは、委員をやっていなければできなかった経験だと思います。
- 子育て広場でお母さんたちと交流ができ、地域の赤ちゃんの成長をお母さんとともに見守ることができる喜びを感じます。また、地域に笑顔が増えることで、住みよいまちづくりの一助になれることは、やっていてよかったと思います。

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として様々な活動を行っています。

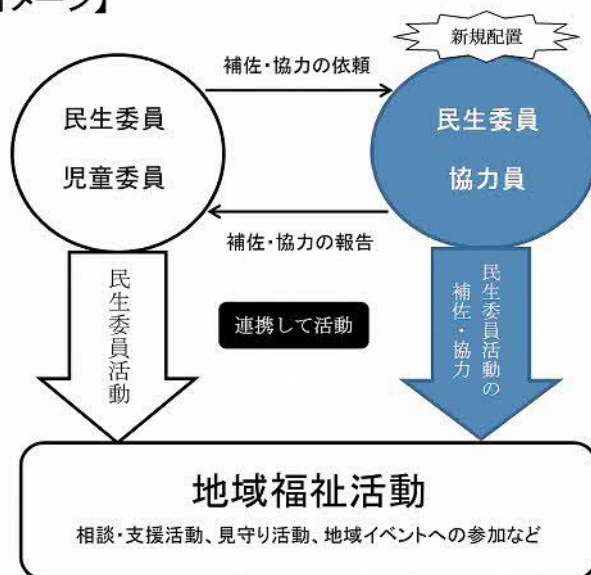
近年の高齢社会の急速な進展や多様化・複雑化した問題を抱える世帯の増加など、民生委員・児童委員を取り巻く社会情勢は厳しさを増しており、民生委員・児童委員への期待はますます高まっていますが、その負担感の増加や、なり手不足が課題となっています。

そこで、相模原市では民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに向けて、活動の補佐・協力をする「民生委員協力員」制度を導入しています。

○ 制度概要

- 民生委員 1 人につき、1 人の協力員を配置できます。
※主任児童委員は除きます。
※希望する民生委員が任意に活用する制度です。
- 協力員を必要とする民生委員自身が、一緒に活動するうえで信頼できる人を、協力員候補者として選出します。
- 協力員は、市から活動費（年額 24,000 円）が支給されます。
- 地区民生委員児童委員協議会会長は、地区民生委員児童委員協議会副会長と協議し、協力員配置の必要性和候補者の適格性を判断し、市長に推薦して、市長が協力員として委嘱します。
- 協力員は、民生委員の指示・指導のもと、活動の補佐を行います。
- 協力員の任期は、ともに行動する民生委員と同じです。
- 協力員は、民生委員と同様の守秘義務等が課せられます。

【イメージ】



支援策 4 包括的な支援体制の整備を推進する人材を育成します。

- 市町村による包括的な支援体制の整備を支援するため、市町村職員や市町村社会福祉協議会職員等を対象とした研修及び連絡会を行い、各市町村の取組状況や課題等の把握、情報共有及び市町村間の交流を進めるとともに、市町村ごとの実情に合わせ、専門職や先行自治体の職員等のアドバイザー派遣を行い、包括的な支援体制の整備を推進する人材育成を進めます。

(県・市町村)

- 地域包括支援センター^(※)の職員を対象とする各種研修を実施します。

(県・指定都市)

【関連する県の取組】

- 包括的な相談支援体制の整備を進める人材の育成
- 地域包括支援センター職員等養成研修事業

包括的支援体制

複雑化・複合化する生活上の課題に対応するためには、民生委員・児童委員やボランティアとして活動する方だけでなく、地域住民一人ひとりが主体的にその課題を発見・把握し、解決を試みることができる環境をつくっていくことが重要です。

その上で、住民に身近な圏域において、専門機関による本人や世帯の抱える複合課題を受け止める断らない包括的な支援体制を構築する必要があります。

包括的支援体制の構築には、専門機関だけではなく、地域住民一人ひとりが地域や他人へ関心をもつこと、そして何か少しでも自分ができることはないかと考える意識が不可欠であり、それらがつながり合うことが求められます。

市町村は、地域福祉の推進のため、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める

【包括的な支援体制の整備として実施が求められること】

地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備

例：住民の参加を促す人への支援、住民の交流拠点や交流の機会づくり

住民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくり

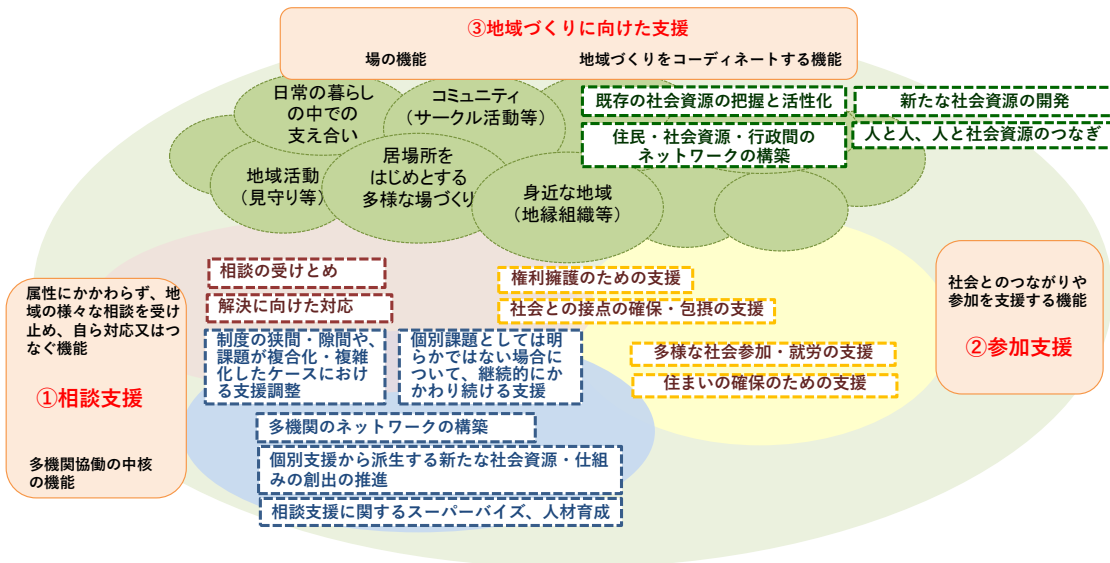
例：地区社協、地域包括支援センター等での総合的な相談、住民どうしの見守り

支援関係機関が連携して地域生活課題の解決に向けた支援を行う体制づくり

例：各種相談支援機関等が連携の下で、様々な地域生活課題の解決に向けた支援を一体的に行う体制づくり

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



注 厚生労働省資料より。

支援策5 地域福祉の推進を担う福祉関係機関等の職員のスキルアップを図ります。

- 地域包括支援センター^(※)の職員を対象とする各種研修、介護支援専門員を対象とする主任研修や多職種連携のための研修などを実施します。
(県・指定都市) (一部再掲 [支援策4])
- 認知症サポート医^(※)の養成、医療従事者や介護従事者等に対する「認知症対応力向上研修」の実施、市町村が設置する認知症初期集中支援チーム^(※)のチーム員の養成、また、認知症地域支援推進員^(※)のスキルアップと情報交換を兼ねた研修会の実施など、認知症の地域支援体制の強化を図ります。
(県・指定都市)
- 障がい者の相談支援事業に従事する人を対象とした各種研修を実施するとともに、障がい者が身近な地域で必要な医療を受けるための「神奈川県心身障害児者歯科診療システム」の円滑な運営支援や歯科医師、歯科衛生士等に対する研修を実施します。(県)
- 障がい者の相談支援事業に従事する人を対象とした各種研修、障害福祉サービス事業所等のサービス管理責任者^(※)や児童発達支援管理責任者^(※)の養成を行います。(県・民間)
- 介護支援専門員^(※)を対象とする実務研修や主任研修、生活支援コーディネーター^(※)の養成研修などを実施します。
(県・指定都市) (一部再掲 [支援策3])
- 保健福祉事務所において、地域の地域福祉実践者等のスキルアップに資する研修を市町村との協働等により実施します。(県) (再掲 [支援策3])

【関連する県の取組】

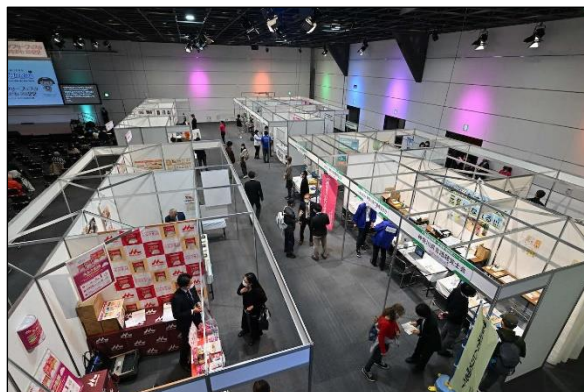
- 地域包括支援センター職員等養成研修事業 (再掲)
- 主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修
- 介護支援専門員多職種連携研修事業
- 認知症医療支援事業
- 認知症地域支援等研修事業
- 相談支援従事者等養成研修
- 障害者歯科診療体制推進事業
- 相談支援従事者等養成研修
- サービス管理責任者等の養成
- 介護支援専門員実務研修受講試験・介護支援専門員実務研修
- 生活支援コーディネーター養成研修事業 (再掲)
- 保健福祉事務所による地域福祉人材養成・育成研修

(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進

支援策 6 福祉介護人材を確保します。

ア 福祉介護の理解促進

- 11月11日の介護の日の関連イベントとして、広く県民に介護の仕事の魅力を発信する「介護フェア in かながわ」を開催し、優良な介護サービスに取り組む介護サービス事業所^(※)の表彰や介護に取り組む若い職員の生の声などを伝えるなど、介護の仕事のやりがいや大切さを若者、就労していない方、中高年齢者など、あらゆる層にアピールし、介護への理解・関心を高めていきます。(県)



「介護フェア in かながわ」の様子

【関連する県の取組】

- 「介護フェア in かながわ」の開催

イ 学生、生徒、児童への福祉介護の仕事の魅力啓発

- 全県立高校・中等教育学校の生徒を対象とした福祉介護に関する授業等の実施、インターンシップ制度による介護の職場体験の促進とともに、福祉系の県立高校における「介護福祉士^(※)」の国家試験受験資格を取得するための実習、「介護職員初任者研修」の実習を行います。(県)
- 県立保健福祉大学において、保健・医療・福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材を育成します。

(公立大学法人)

☆「ヒューマンサービス」とは

ヒューマンサービスとは、保健・医療・福祉が、人間の直面する多様な問題に全人的に対応し、その成長発達を支援するサービスがそれぞれ固有の機能と役割を果たしながら、専門間の調整を図り、包括的共同目標に向けて連携と両立可能性を深め、誰をも排除することなく利用者主体のサービスに統合し実践性を孕む理念・方法・システムを構築して、市民参加のコミュニティを基盤とする人間と人類の幸福を追求する新しい文化の創造を目指すパラダイム^{*}をいう。

^{*}パラダイム = 「物の考え方」「認識の枠組み」

【関連する県の取組】

- 県立高校における福祉介護に関する授業の実施
- 福祉科生徒の実習支援
- 県立保健福祉大学交付金

ウ 多様な人材層に応じた福祉介護人材の養成、就労支援

- 「かながわ福祉人材センター」において、福祉介護分野の無料職業紹介・あつ旋事業、就職相談会、福祉介護の現場で働く職員と意見交換ができる「福祉の仕事を知る懇談会」の開催など、就職を考える方の専門的な相談窓口の機能を果たすとともに、現場での就労経験のあるキャリア支援専門員を配置し、きめ細かなマッチング支援を行います。
また、福祉介護の仕事に関心のある方へ職場体験の機会を提供することで、就職後のミスマッチ防止を図ります。(県)
- 外国籍県民を対象に、就労相談、福祉介護の現場での説明会、就職先の紹介等の就労支援やビジネスマナー研修を実施するとともに、資格取得から就労までの一貫した支援を行います。(県)
- E P Aに基づき来日した看護師・介護福祉士候補者に対し、国家試験対策講座を実施します。また、あつ旋機関と協力し、E P A候補者受入施設への支援や新規受入先の掘り起こしを行います。(県)
- 社会福祉士^(※)、介護福祉士を目指す方や介護の仕事をしながら実務者研修を受講される方へ修学資金を貸し付けるとともに、介護職を離職した方や介護分野への就職を目指す他業種で働いていた方へ就職に必要な費用を貸し付けます。(民間)

☆「E P A」とは

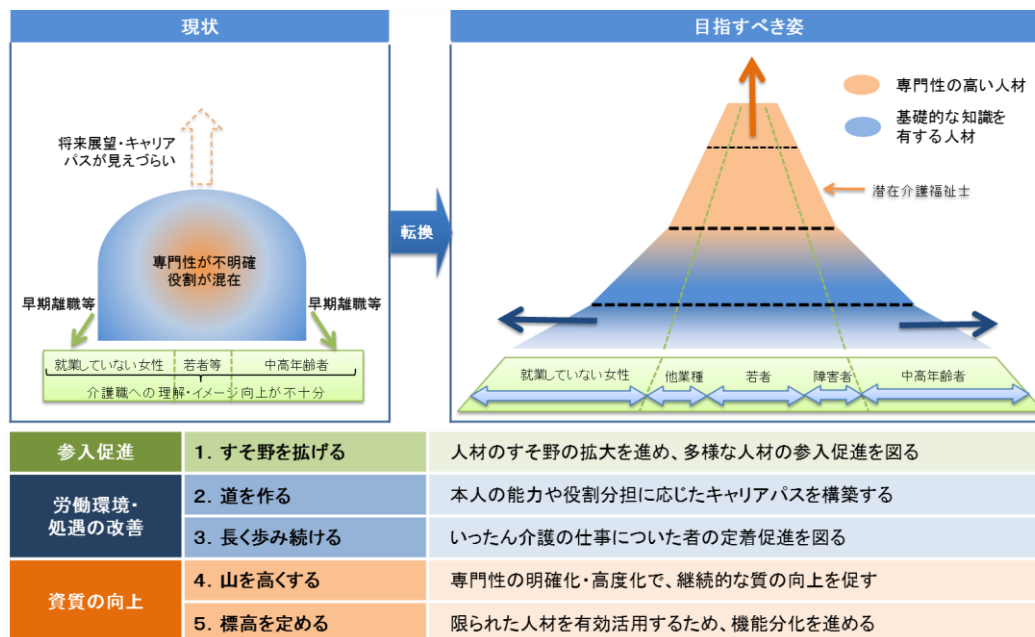
Economic Partnership Agreement（経済連携協定）の略。自由貿易協定（F T A）を柱として、関税撤廃などの通商上の障壁の除去だけでなく、締約国間での経済取引の円滑化、経済制度の調和及びサービス・投資・電子商取引などの様々な経済領域での連携強化・協力の促進などをも含めた条約のこと。

【関連する県の取組】

- 「かながわ福祉人材センター」による就業支援
- キャリア支援専門員配置事業
- 福祉介護の職場体験事業
- 外国籍県民への就労支援
- 外国籍県民参入促進事業
- E P A外国人看護師等候補者支援事業
- E P A外国人介護福祉士候補者支援事業
- 介護福祉士修学資金等貸付事業

介護人材確保の目指す姿

～「まんじゅう型」から「富士山型」～



注 厚生労働省資料より。

エ 行政と福祉介護に関わる団体等との連携

- 行政と介護サービス事業者^(※)、職能団体など地域の福祉介護に関わる団体等が介護人材確保等に向けた協議を行う「介護人材確保対策推進会議」を設置し、関係機関と連携しながら、地域の特性を踏まえた福祉介護人材の確保・育成等を推進します。(県)

【関連する県の取組】

- 介護人材確保対策推進会議の運営

オ 福祉介護分野就労未経験者への就労・定着支援

- 介護分野での就労未経験者を対象に、介護の導入的な研修の受講機会の提供と介護サービス事業所への就労あっ旋により、資格取得から就労までの一貫した支援を行うとともに、専門性を必要としない介護助手（洗濯、清掃、食事配膳などを担う）を介護保険施設等に導入し、新たな人材参加を促進します。

また、介護助手の参加により、介護職の負担を軽減し、介護職の高度化・専門化を図るとともに、介護職のキャリアアップや処遇改善につなげます。(県)

【関連する県の取組】

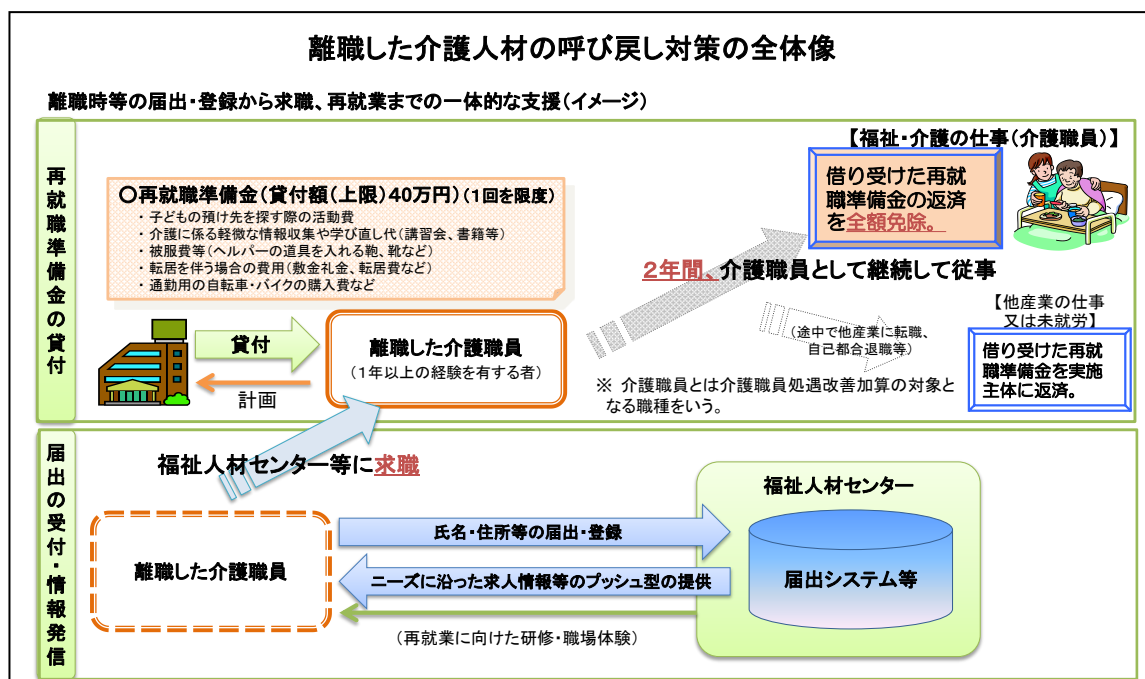
- 介護未経験者参加促進事業
- 介護助手導入促進事業

カ 潜在的な福祉介護職員の再就労支援

- 結婚や出産等により離職した介護福祉士等の介護関係有資格者で復職を希望する方を対象に、研修や職場体験等を実施し、復職を支援します。(県)
- 介護支援専門員として実務についていない方や実務から離れている方が実務に就く際に、介護支援専門員として必要な知識と技術を再修得するための「介護支援専門員再研修」を実施します。(県)

【関連する県の取組】

- 潜在介護福祉士等再就業促進事業
- 介護支援専門員再研修事業



注 厚生労働省資料より。

介護の仕事のイメージアップの取組

2022(令和4)年11月に、JR横浜線、小田急線、相鉄線、横浜市営地下鉄のトレインビジョンで、「介護の魅力発信動画」を放映しました。

問題

Q 介護の現場、この中で正しいのは?

A1 有資格者のみ働ける

A2 ロボット等が活用されている

A3 若い頃しか活躍できない

介護職のリアルな声

かながわの介護福祉

介護って実は
デジタル最前線

介護職のリアルな声

かながわの介護福祉

働き方はさまざま

短時間からOK

介護助手
(清掃・配膳など)

介護士
(未経験OK)

得意分野で活躍できます

介護職のリアルな声

かながわの介護福祉

横須賀市では、介護施設職員が中学校・高等学校で介護の仕事の内容、必要性、尊さ、素晴らしさ、やりがいなどについて講演等を行う「出前講座」を実施しています。

介護に対する理解を深めてもらうとともに、講座を聞いた生徒が進路選択の際に参考とし、介護人材を増やす足掛かりにすることが目的となっています。

2022（令和4）年度には、介護施設職員から介護についての講義と、車いすの体験や高齢者体験セットを使用した高齢者の疑似体験を行いました（写真は長沢中学校の車いす体験の様子）。

また、横須賀市教育委員会と横須賀商工会議所が実施している「よこすかキャリア教育推進事業」においても出前講座と同様に介護職を知ってもらうプログラムがあり、「介護職員出前講座」と「キャリア教育」のいずれかを学校に活用してもらえるように、横須賀商工会議所と連携しています。



支援策 7 福祉介護人材のスキルアップを図ります。

ア 福祉介護人材のスキルアップ

- 介護サービス事業所の職員がキャリアアップのための研修を受講する際に、事業者が負担する受講費用や代替職員の配置費用の一部を補助するとともに、介護支援専門員を対象とする主任研修を実施します。

(県) (一部再掲 [支援策 4])

- 介護保険施設等の介護職員等に対して、認知症介護基礎研修や認知症介護指導者フォローアップ研修を実施し、認知症介護技術の向上を図ります。

(県・指定都市)

- 喀痰吸引の実施について、実地研修を受け入れた病院や施設等に協力金を支給するとともに、喀痰吸引等研修や指導看護師の伝達講習を実施し、介護職員等による喀痰吸引等行為の普及を進めます。(県)

- 「地域移行・地域定着」、「障害児支援」、「意思決定支援」等障がい分野の研修を実施し、相談支援従事者等の資質向上や相談支援事業所の体制強化を図るとともに、強度行動障害を有する方への適切な支援や適切な障がい特性の評価と支援計画の作成ができる人材の育成を図ります。(県・民間)

【関連する県の取組】

- 介護職員研修受講促進支援事業
- 主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修 (再掲)
- 認知症介護研修事業
- 喀痰吸引等研修支援事業
- 喀痰吸引等研修
- 相談支援専門員^(※)専門コース別研修
- 強度行動障害支援者養成研修事業

イ リーダー等の養成・育成

- 介護現場のチームリーダーを養成する「神奈川県版ファーストステップ研修」を実施し、キャリアアップのしくみをつくることにより、介護職員の資質の向上と定着を図ります。(県)

- 地域密着型サービスに関する各種研修を実施し、地域密着型サービスの事業運営に必要な人材を育成するとともに、介護保険施設等の看護管理者を対象に管理能力養成研修を実施し、施設の運営管理に必要なマネジメント能力の向上を図ります。(県)

- 障害福祉サービス事業所等のサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者を養成するとともに、医療的ケア児等に対する支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を実施します。

(県・民間) (一部再掲 [支援策 4])

【関連する県の取組】

- 神奈川県版ファーストステップ研修
- 地域密着型サービス関係研修事業
- 看護師管理能力養成研修事業
- サービス管理責任者等の養成（再掲）
- 医療的ケア児等コーディネーター等研修事業

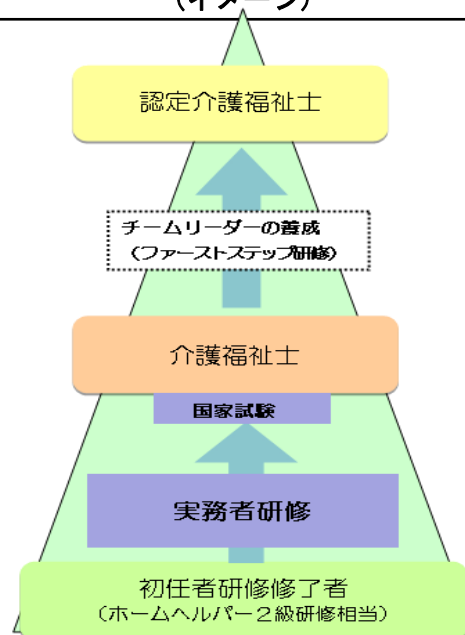
【認定介護福祉士制度】

利用者ニーズの多様化や高度化に伴い、介護福祉士には、質の高い介護実践、介護職の指導・教育、医療職との連携強化など、幅広い役割を担うことが求められてきています。

介護福祉士がこれらの役割を担うため、その能力開発とキャリアアップを支援し、その修得した実践力を担保する制度として、2015（平成27）年12月に、認定介護福祉士認証・認定機構により、民間資格である「認定介護福祉士」が創設されました。

この制度では、多様な利用者、生活環境、サービス提供形態等に対応して、より質の高い介護実践等に対応するための考え方や知識、技術等を所定の研修によって修得した人材を「認定介護福祉士」としています。

介護職のキャリアアップの道筋 （イメージ）



【認定社会福祉士制度】

近年の社会環境の変化に伴い、地域住民への社会的援助ニーズが増加・多様化し、その問題解決は複雑・困難化してきています。

社会福祉士がこれらの相談へ対応するため、その能力開発とキャリアアップを支援し、その修得した実践力を担保する制度として、2014（平成26）年4月、認定社会福祉士認証・認定機構により、民間資格である「認定社会福祉士」が創設されました。

この制度では、社会福祉士の実践力に応じて2段階の資格を設定しています。

- ・認定社会福祉士；「高齢分野」、「障がい分野」、「児童・家庭分野」、「医療分野」、「地域社会・多文化分野」の5分野ごとに認定された人材。
- ・認定上級社会福祉士；自らの専門的な分野に加え、複数の分野にまたがる地域の課題についても主導的な役割を果たすことができる人材。

厚木市では、介護職の方を応援するため、費用などの一部を助成しています。

各助成金等については、要件がありますので、必ず厚木市ホームページを確認いただくか、介護福祉課へお問い合わせください。

○ 介護職員等研修支援事業

介護の資格を個人負担で取得した方には

介護の現場で働くために、介護職員初任者研修などの資格を個人負担で取得した方に、受講料の一部を補助します。（厚木市在住の方は受講料の4分の3（100円未満切り捨て）、厚木市外在住の方は受講料の2分の1（100円未満切り捨て））

○ 介護職復職等奨励助成金

介護職に復職する方には

有資格者で、介護職として働いていない期間が、1年以上ある方が、厚木市内の介護保険事業所等に就労する場合に奨励金（一律20万円）を支給します。

○ 介護職転入奨励助成事業

介護職として厚木市に転入する方には

有資格者で、厚木市内に転入し、市内の介護保険事業者等に就労する方を対象に、20万円を支給します。

○ 介護福祉士等奨学金返済助成金

奨学金を返済している方には

奨学金を活用して資格取得した方で、奨学金の返済をしながら厚木市内の介護保険事業所等で就労している方に、奨学金の返済に要した費用の一部（1年あたり上限20万円、最長3年間・最大60万円）を補助します。



厚木市マスコットキャラクター

あゆみ回ちゃん

介護職のあなたを
応援しています。

支援策 8 福祉介護人材の定着を促進します。

ア 事業所・職員等の表彰・認証

- 県内の社会福祉施設等の従事者やチームを「神奈川県介護賞」、「かながわ福祉みらい賞」として表彰することにより、福祉従事者の意欲、やりがい向上させ、福祉介護人材の確保・定着を図ります。（県）
- 優良な介護サービス事業所を「かながわ認証」として認証するとともに、顕著な成果をあげた事業所を「かながわベスト介護セレクト 20」として表彰し、奨励金を交付することで、介護サービス全体の質の向上を促進します。（県）
- 介護を受けた高齢者や家族等から介護にまつわる感動的なエピソードを募り、応募者や対象となった介護従事者・施設等を「かながわ感動介護大賞」として表彰することにより、介護現場の魅力を発信します。（県）



かながわベスト介護セレクト 20 表彰式の様子

【関連する県の取組】

- 「神奈川県介護賞」及び「かながわ福祉みらい賞」
- 「優良介護サービス事業所かながわ認証」
- 「かながわベスト介護セレクト 20」
- 「かながわ感動介護大賞」

イ 事業所の雇用管理改善支援

- 中小規模の介護サービス事業所の経営者層を対象としたマネジメント支援や、社会福祉施設の管理者等を対象としたセミナーや法律、労務管理、会計・経理等の専門相談を実施することにより、社会福祉施設の経営の効率化・安定化や介護従事者の労働環境の整備を図ります。
- 出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を活用する際に、事業者が代替職員を雇用する場合の費用を一部補助することにより、介護職員が長く働きやすい環境をつくれます。（県）

【関連する県の取組】

- 介護事業経営マネジメント支援事業
- 福祉施設経営指導事業
- 介護職員子育て支援代替職員配置事業

ウ 福祉介護業務の負担軽減

- 専門性を必要としない介護助手（洗濯、清掃、食事配膳などを担う）を介護保険施設等に導入し、介護職の負担を軽減し、介護職の高度化・専門化を図ります。（県）（再掲〔支援策6〕）
- 介護保険施設等における介護ロボットの導入や介護ソフト及びタブレット端末等の導入を補助することにより、介護業務の負担軽減や効率化を促進します。（県）

【関連する県の取組】

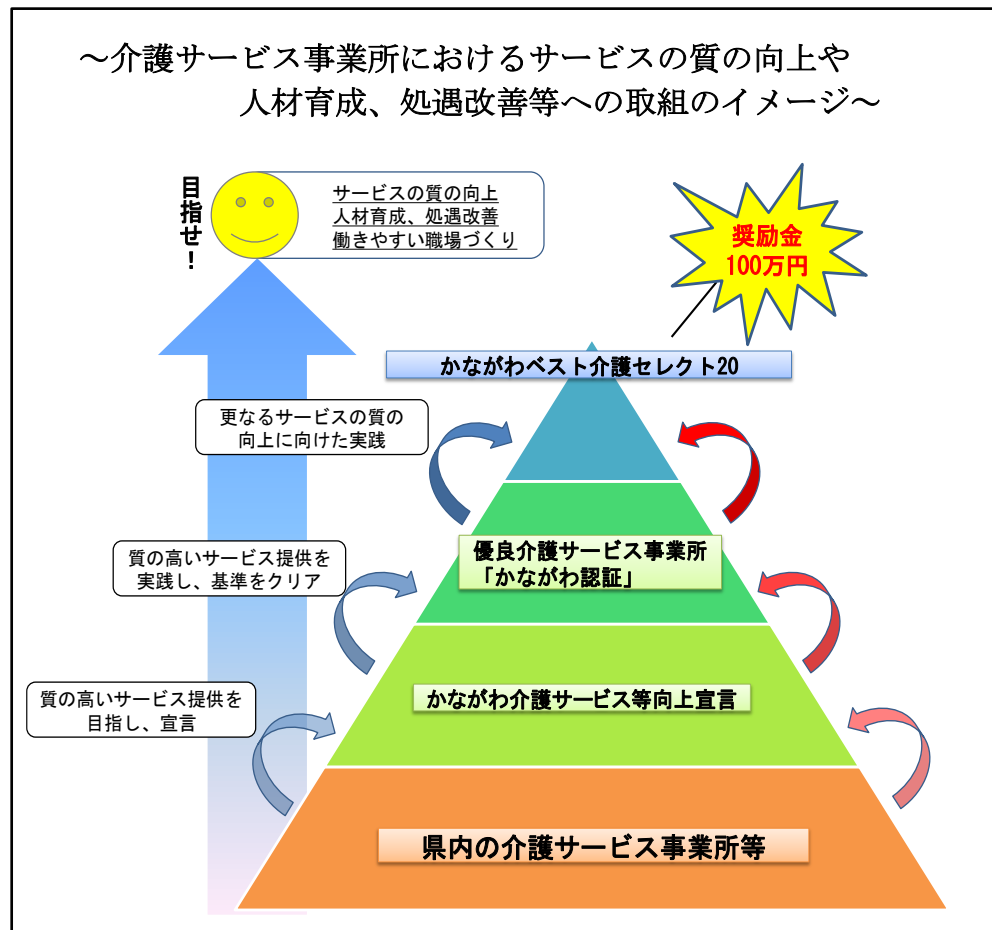
- 介護助手導入促進事業（再掲）
- 介護ロボット導入支援事業
- ICT 導入支援事業

エ 外国籍県民等の就労定着支援

- 外国籍県民等や受入れ事業所を対象とした相談窓口の設置や定着支援セミナーの実施により、介護職として就労する外国籍県民等の就労継続を支援します。（県）

【関連する県の取組】

- 外国籍県民介護職等定着支援事業



小田原市では、介護保険事業所を運営する法人に対し、市内の介護保険事業所に勤務している介護職員にキャリアアップのための研修を受講させた際の受講料等の一部を助成し、介護職員の知識や技術の向上を図っています。

○ 補助対象者

市内で介護保険事業所を運営する法人であること。

○ 補助対象経費

国、県等の同種の補助金等を受けていない研修に係る受講料、受験料及び教材費

○ 補助金額

補助対象者である法人が、当該法人が運営する市内の介護保険事業所に勤務する介護職員等に対し、補助対象事業に規定する研修に係る補助対象経費の全部を負担したとき、負担額の2分の1（100円未満切り捨て）を補助する。ただし、市長が定める予算の範囲内で、1年度につき1法人あたり30,000円を上限とする。

○ 補助の対象となる研修

- （1）介護保険法に規定する介護職員初任者研修及び介護支援専門員実務研修
- （2）「認知症介護実践者等養成事業の実施について」に規定する認知症介護基礎研修及び認知症介護実践者研修

また、小田原市では、上記取組の他に、市内の介護保険事業所等に就労して5年目以下の職員を対象に「意見交換会」を開催し、業務上の悩みや課題、希望などを共有してもらい、事業所を超えた関係をつくる取組も実施しています。